

国際租税回避への対応と 金融証券取引

～金融口座の自動的情報交換とB E P Sプロジェクトを中心に～

吉井 一洋／是枝 俊悟

要約

近年、富裕層や多国籍企業の租税回避行為が世界的に問題となっている。個人においては、国外に資産を移転することで税負担を回避する例、多国籍企業においては、電子商取引、ハイブリッドな金融商品・事業体、利子の損金算入、タックス・ヘイブンや各国の税制上の優遇措置、租税条約の優遇措置、P E 認定の回避、無形資産の移転、グループ内取引の移転価格の操作などで合法的に税負担を軽減する例が出てきており、政治問題化している。

個人の資産の移転に関しては、米国のF A T C AやO E C DのC R Sなど、自国民が海外に開設した口座情報を収集する仕組みが構築されている。F A T C Aは既の実施されており、C R Sは2016年または2017年からの開始が予定されている。多国籍企業の租税回避に対しては、O E C Dが進めるB E P S（税源浸食と利益移転）の防止プロジェクトが進められており、2014年9月に第一段階が終了し、2015年末までに完了する予定である。わが国の平成27年度税制改正に盛り込まれる項目もある。本稿では、これらの内容を、金融証券取引への影響等にも触れつつ解説する。

目次

- 1章 国際課税における問題点（国際的租税回避の観点で）
- 2章 クロスボーダーの金融証券取引の把握
- 3章 O E C DのB E P S（税源浸食と利益移転）対応P J
- 4章 今後の検討課題

1章 国際課税における問題点 (国際的租税回避の観点で)

1. 国外における資産秘匿と脱税ほう助

スイスは歴史的に銀行法において、銀行に対し顧客情報の守秘義務が厳しく課されているため、かねてよりダーティマネーの世界最大の保管場所の一つと指摘されていた¹⁾。

こうした中、スイスに本拠を置き世界最大規模の富裕層向けのプライベートバンキング業務を行っているUBSが、少なくとも2000年から07年の間、観光旅行を名目としてスイスから米国に行員を送り込み、米国人にスイス口座を利用した脱税を積極的に提案していたことが発覚した。

米国はUBSの元従業員を刑事告訴し、元従業員は起訴事実を認め、UBSは司法取引に応じ、7億8,000万ドルの罰金を支払うことで和解した。

同様に、クレディ・スイスについても、2014年5月に「米国人顧客の脱税を意図的にほう助した」と有罪を認め、米国司法省、ニューヨーク州金融サービス局、FRBに対し合計で28億1,500万ドルの罰金を支払う旨公表した。

一般的に、申告されていない所得が国外の銀行等にプールされている場合、税務当局が取引の情報を捕捉することは難しく、かつ、国外の銀行等に対して直接、捜査権限を行使することはできない。このため、外国の銀行等を利用して取引を行うことで脱税を行いやすい環境にあるものと言える。

そこで、米国は米国人が国外の口座を利用して脱税を行わないよう、また、他国の銀行等が米国人の脱税をほう助することがないよう、米国人が

国外で保有する口座情報を、米国政府が取得できるようにする制度を導入することとした。

米国に限らず、各国の税務当局は、自国の居住者が国外に保有する資産の情報を取得できるようにする取り組みを進めている。

なお、こうした事件の後スイスは、銀行の守秘義務について見直しを行っている。2009年3月に閣議決定により銀行の守秘義務を見直し、租税詐欺(tax fraud)だけでなく租税回避(tax evasion)の場合でも口座情報を他国の税務当局等に提供できることとした。また、各国との租税条約を改正し、銀行機密に関する情報についても交換を可能とした(日・スイス租税条約の改正は2012年1月以後適用)。さらに、後述するCRSに基づく自動的情報交換にも2017年から参加する予定である。

2. 海外事業の納税額を極小化する戦略

前述の外国口座における資産秘匿は法律を犯す「脱税」であったが、合法的(違法とされない)「節税」についても問題視されている。

米国に親会社の籍を置くグローバル企業は、「政治的に本社のあるところできちんと税金を納めていないとたたかれる」²⁾ため米国内ではある程度の税金を負担しているが、海外事業においては現地での納税額を極小化する戦略を採っているものとされている。

代表的なものとしては、① Double Irish with a Dutch Sandwich、② Swiss Trading Companyといったスキームが例として挙げられる。

1) ニコラス＝シャクソン著、藤井清美訳『タックス・ヘイブンの闇ー世界の富は盗まれている!』朝日新聞出版(2012年2月)など参照。

2) 政府税制調査会(政府税調)の国際課税ディスカッショングループ(以下、国際課税DG)(2013年10月24日)における東京大学大学院法学政治学研究科・太田洋教授の説明。

1) Double Irish with a Dutch Sandwich

(1) グーグルのケース (図表 1-1)

グーグルではいわゆるダブルアイリッシュダッチサンドウィッチという手法を用いて租税回避が行われていた。その概要は下記のとおりである。

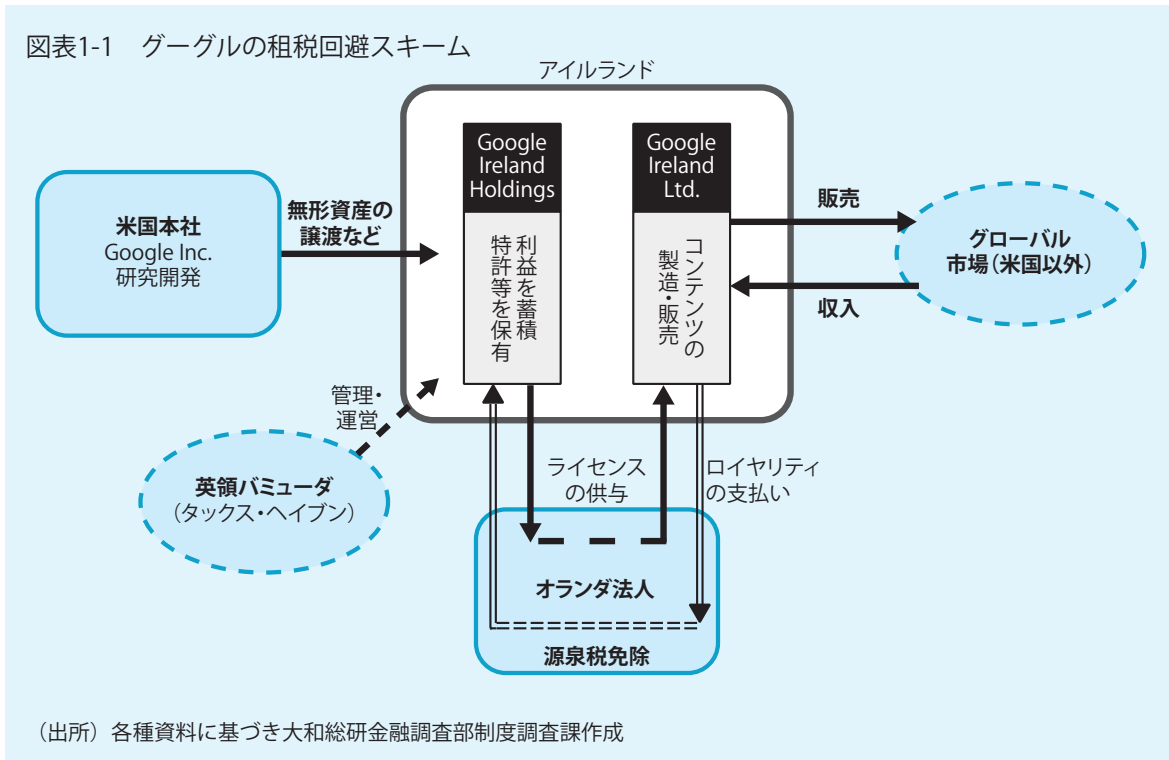
- ◇アイルランド（低税率+管理支配地主義）に特許等を保有管理する子会社 Google Ireland Holdings と全世界の広告収入を管理する子会社 Google Ireland Ltd. を設立する。
- ◇米国の Google Inc. から、Google Ireland Holdings に特許等の無形資産を移転する。
- ◇ Google Ireland Holdings はタックス・ヘイブンのバミューダにて管理支配する。そのため、アイルランドでは非課税となる。
- ◇ Google Ireland Ltd. が全世界から広告収入を獲得する。そのうち 88%をライセンス使用料とし

て支払う。支払いにあたっては、オランダに設立されている Google Netherlands Holdings B.V.を経由して、Google Ireland Holdings に支払う。

- ◇ Google Ireland Holdings はバミューダ法人（すなわちアイルランドから見ると外国法人）として扱われる。同社へのライセンス使用料の支払いは本来なら源泉税が課されるため、租税条約により源泉税が免除されるオランダ法人を経由して支払う。
- ◇チェック・ザ・ボックス規則（企業体を法人として扱うか、パートナーシップ等として扱うか選択できる制度）を活用し、米国のタックス・ヘイブン対策税制の適用を免れている可能性がある。

(2) アップルのケース

- ◇アップルの場合も、アイルランドに複数の法人



を設立している。

アップル製品の欧州、中東、アフリカ、インド、アジア・太平洋地域での販売については Apple Sales International (A S I) が責任を負う。

A S I とその親会社の Apple Operations Europe (A O E) は、コスト・シェアリング契約に基づき、上記の米国外の地域で製品を販売するために必要な知的財産権を有する。さらに、これらを含めたアップルの海外子会社の持株会社である Apple Operations International (A O I) もアイルランドに設立されている。A O I は、米国の Apple Inc. (米国 Apple) の 100% 子会社である。

◇コスト・シェアリング契約とは複数の企業が特許等の無形資産を共同で開発した場合に、その権利・利得を各企業のコスト負担に応じて配分する契約である。アップルの場合は、米国の Apple Inc. (米国 Apple) は米国での特許等の使用权、A S I と A O E が米国外での特許等の使用权を得ている。

◇アイルランドでは、政府との交渉により法定税率 12% よりも実質的に低い税率 (2003 年以降 2% 以下) の適用を認めてもらっていた。A S I の 2009 年から 2011 年の税率は、0.05% から 0.1% であった。

◇A O I には物理的な実態はなく、同社の管理支配が米国で行われているため、税務上は、アイルランドの法人ではない。米国に所在しないため、米国法人でもない。そのため、同社の 2009 年～11 年の同社の純利益は、アップルの全世界の利益の 30% を占めていたにもかかわらず、法人税はどの国にも全く払っていなかった。A S I も税務上アイルランドの法人でもなく米国の法人でもない。A S I はわずかで

はあるが、アイルランドに法人税を払っていた。

◇アップルの米国以外の地域での製品の販売収入は A S I、およびその親会社である A O I に集約されるよう仕組みられている。

◇A O I の所得はタックス・ヘイブン対策税制により米国アップルの所得に含まれるがチェック・ザ・ボックス規則により、アイルランドの下位の子会社から A O I へのロイヤリティや配当等のパッシブな所得の支払いは、同一法人間の内部取引として取り扱われ、タックス・ヘイブン対策税制の対象からは除外される。

◇このように、アップルの場合は、コスト・シェアリング契約、アイルランドおよび米国の税制上の居住地の認定、チェック・ザ・ボックス規則を活用したスキームとなっている。

2) Swiss Trading Company

(1) スターバックスのケース (図表 1-2)

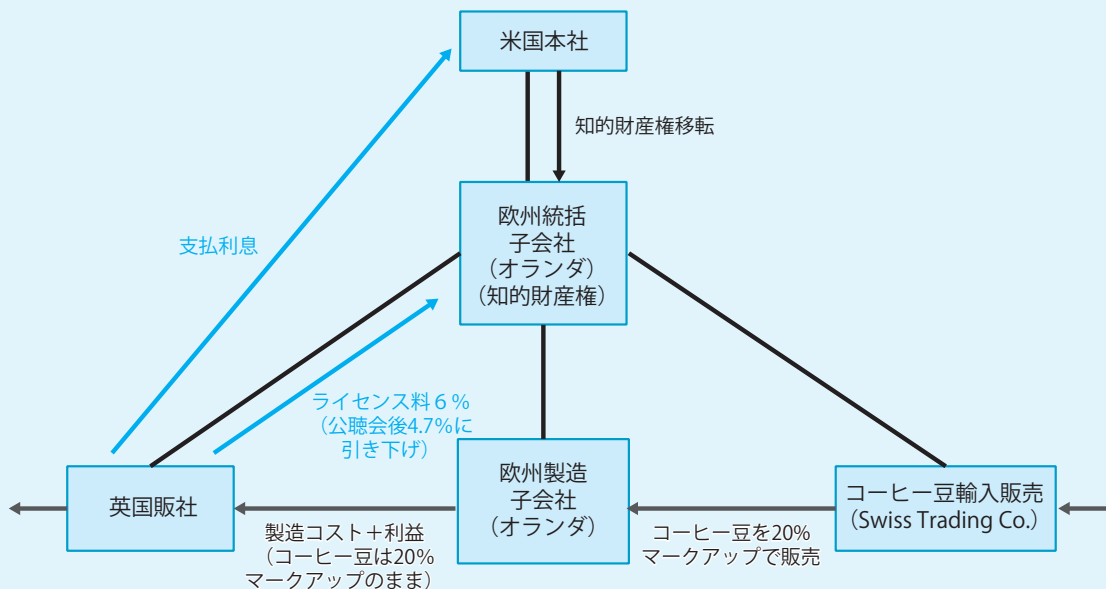
スイスにおいては、スイス国外の会社が製造した製品を、スイス国外の市場でスイス国外の顧客に販売する場合に税負担の軽減を受けられる (こうした取引を行う会社を Swiss Trading Company という)。

スターバックスの英国法人は、Swiss Trading Company からオランダの製造子会社を経由してコーヒー豆等を高いコストで仕入れることにより英国国内での所得を圧縮していたとされている。

このほかにも、スターバックス英国法人は外国のグループ会社への負債利子の支払いやコーヒーの製法に関するロイヤリティの支払いなどを通じた所得の圧縮も行っていたとされる。

こうした取引は合法的なものであったが、英国内における売上に対してスターバックスの英国法人が英国に納めた法人税が極端に少ないこと

図表1-2 スターバックスの租税回避スキーム



(出所) 各種資料に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

が英国国民から強い非難を浴び、不買運動にまで発展した。

このことを受け、スターバックスの英国法人は、2013年および2014年において、グループ会社に支払うコーヒー豆の仕入れによるマークアップ(上乘せ利益)、利子、ロイヤリティに係る控除を主張しないこと、2013年および2014年において課税所得にかかわらず毎年1,000万ポンドの範囲で税を支払うこと、を英国政府とコミットした旨公表した。

3) インターネット取引

(1) アマゾンのケース

◇アマゾン、ルクセンブルクの Amazon Europe Holdings にウェブサイト運営のための知的財産を移転し、ここから委託を受けた Amazon EU S.a.r.L が、EU全体の e コマース

の事業の運営を統括している。

◇各地域の配送は、各地域の子会社が行う。

◇2011年の Amazon EU S.a.r.L の欧州全体の売上高は 91 億ユーロだが支払税額は 820 万ユーロ、Amazon.co.uk の売上高は 2.07 億ポンドだが、支払税額は 180 万ポンドだった。

◇英国には 15,000 人以上の従業員がおり、英国顧客向けに英国内で在庫を保有し、配送業務等を実際に行っている。

◇アマゾンについては、わが国においても問題となっている。わが国には支店はなく、顧客と直接契約・代金授受を行っており、国税庁は、Amazon.co.jp の業務を日本法人の業務の代行と認定した(その後、日米協議により、日本側の主張は退けられた)。

3. ハイブリッド金融商品

一般的に、企業の支払利子は損益算入され課税所得から控除される一方で、受取利子は益金に算入され課税所得に加えられる。他方、支払配当は法人税課税後の所得から支払う（損金算入できない）一方で、受取配当については益金に（一部）算入されない³。

利子については受取法人側、配当については支払法人側で所得にカウントされることで、いずれか1回課税される仕組みになっている。

しかし、近年、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド金融商品の発行が増加している。ハイブリッド金融商品は、ある国の法律では「債券」、他の国の法律では「株式」と定義が分かれ

る可能性がある。

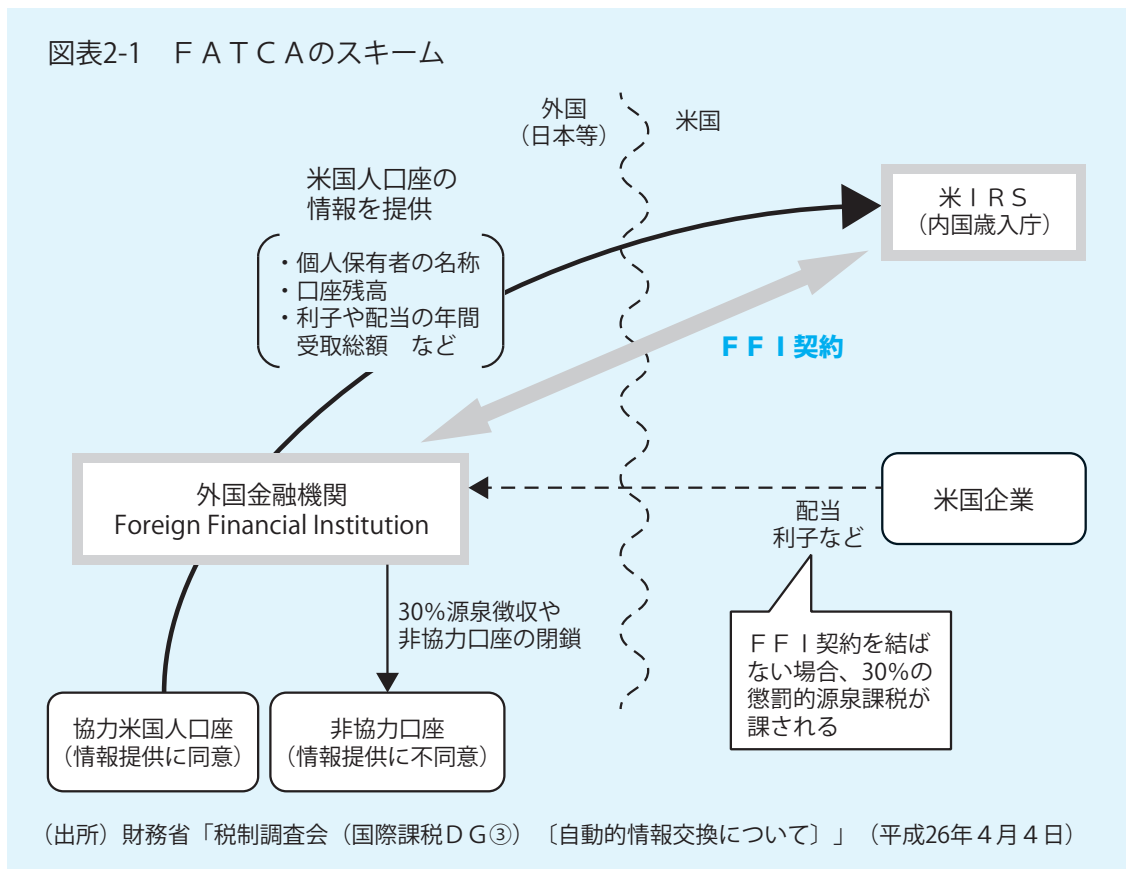
ハイブリッド金融商品に基づく支払いが、支払い側の国では「負債の利子」として損金算入される一方、受取側の国では「配当の受け取り」として益金不算入となれば、いずれの国でも課税されない場合があり得る。

2章 クロスボーダーの金融証券取引の把握

1. 米国FATCA

1) 米国FATCAの本則

FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act：外国税務コンプライアンス法）は2010年



3) もっとも、わが国のように、株式の保有比率によって受取配当の益金不算入が一部制限されている場合もある。

3月に成立した米国の法律であり、米国IRS（内国歳入庁）が（米国から見た）外国の金融機関に対して米国内口座情報の提供を求めるものである。

FATCAそのものは外国に対して直接の法的強制力はないが、FATCAの要求する口座情報の提供を行わない外国金融機関（FFI）に対しては米国源泉所得について懲罰的源泉課税（税率30%）を課すとした。このため、米国と取引のあるFFIは懲罰的源泉課税を免れるよう、FATCAに対応せざるを得ない状況となった。

2) 協定の3類型と締結国

FATCAそのものは、米国IRSとFFIがFFI契約を結ぶこととしているが、世界各国の多数のFFIと個別に対応を行うのは現実的ではない。このため、米国口座情報の提供について米国と協定（声明）を結んだ国については、それぞれの国内のFFIがIRSと個別にFFI契約を結ぶ必要はなく、国内のFFIは原則として懲罰的課税を免れることとした。

2014年11月30日時点で、52の国・地域が米国と協定締結、60の国・地域が協定につき大

図表 2-2 FATCAに係る協定締結国の状況（2014年11月末現在）

	締結済み			未締結		
	Model 1		Model 2	大筋合意		交渉状況について未公表
	互恵あり	互恵なし		Model 1 導入予定	Model 2 導入予定	
①OECD加盟国（米国を除く33カ国）	英独仏伊西など23カ国	—	日本、オーストリア、チリ、スイス	ポルトガル、スロバキア、韓国、トルコ、ギリシャ、アイスランド	—	—
②G20加盟国（①を除く）	南アフリカ、ブラジル	—	—	中国、インド、インドネシア	—	ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア
③EU加盟国（①②を除く）	キプロス、ラトビア、リトアニア、マルタ	ブルガリア	—	クロアチア、ルーマニア	—	—
④タックス・ヘイブンとされる国・地域（注）（①②③を除く）	モーリシャス、英領ジブラルタル、英領ガーンジー、英領ジャージー、リヒテンシュタイン	英領ケイマン諸島、バハマ、バルバドス、英領ヴァージン諸島、英領タークス・カイコス諸島	バミューダ諸島	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、パナマ、ドミニカ国、グレナダ、英領モンセラット、セント・クリストファー・ネイヴィース、セント・ルシア、セント・ビンセントおよびグレナディーン諸島、バーレーン、セーシェル	サンマリノ	蘭領アルバ、ベリーズ、ニュージールランド領クック諸島、マーシャル諸島、ナウル、ニュージールランド領ニウエ、サモア、トンガ、バヌアツ、アンドラ、英領マン島、モナコ、リベリア

（注）OECDの2000年6月のタックス・ヘイブン・リストに掲載された国・地域（タックス・ヘイブン判定基準を満たすが、2000年6月以前に、2005年までの有害税制除去を約束した国・地域を含む）
（出所）米国財務省ウェブサイトを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

筋合意を得ている。OECD加盟国（米国除く33カ国）のうち27カ国が米国と協定を締結済みで、残りの6カ国も大筋合意に至っている。

また、モリシャス、英領ケイマン諸島などタックス・ヘイブンとされる国・地域なども米国と協定を締結しているものが見られる（図表2-2参照）。

米国と各国との協定のモデルには大きく分けて3種類がある。Model 1協定は、各国が国内法を整備し、FFIが各国税務当局を通じてIRSに間接的に米国口座情報を提供するスキームであり、Model 1協定はさらに米国から各税務当局に対する情報提供も行うもの（互恵あり）と、米国から各税務当局に対する情報提供は行わないもの（互恵なし）の2種類がある。

Model 2協定は、FFIは情報提供について同意を得た口座（協力米国民口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報についてはその総件数・総額をIRSに提供するスキームである。

主要国およびタックス・ヘイブンとされる国・地域について、米国との協定の締結状況をまとめたものが図表2-2である。

OECD加盟国（米国を除く33カ国）のうち、Model 2協定を締結したのは日本、オーストリア、チリ、スイスの4カ国だけであり、残りの29カ国はModel 1協定を締結済みまたは締結予定である。既にModel 1を締結済みの23カ国は全て互恵ありを選択している。

互恵ありの協定を結ぶと、米国IRSから自国の税務当局に自国民の口座情報を入手できるようになるため、Model 1協定を選択した主要国のほとんどは互恵ありを選択したもようである。OECD・G20・EUのいずれかに加盟している国の

うち、Model 1協定の互恵なしを選択したのはブルガリアのみである。

なお、タックス・ヘイブンとされる国・地域においては、Model 1の互恵なしを選択している地域も多数みられる。

3) Model 1協定と Model 2協定のスキーム

Model 1協定では、各国の金融機関は、保有者が米国人であり米国に対し口座情報を提供することに同意した「協力米国民口座」のほか、米国に対し口座情報を提供することに不同意の「非協力口座」の情報も、自国の税務当局に提供する。

各国は、自国の金融機関にこうした情報を提供させる根拠法を整備する必要がある。

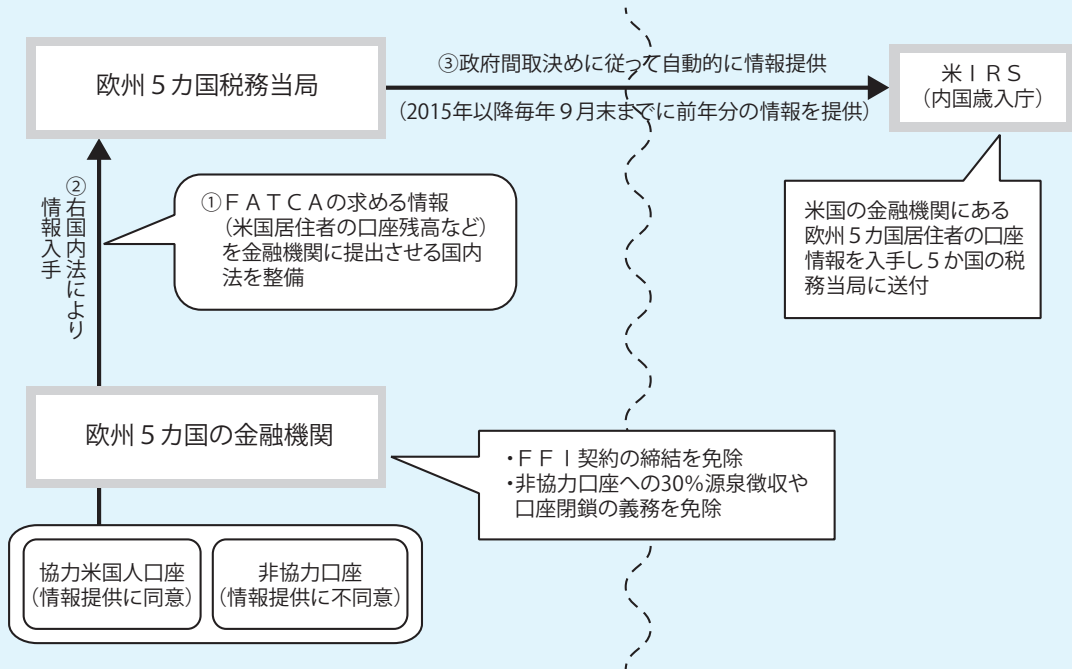
Model 2協定においては、国内法を新たに定める必要はなく、非協力口座にかかる情報については、米国IRSから各国に対し租税条約に基づく要請があれば、それを受けて各国の税務当局がFFIに対し非協力口座の情報を入手し、IRSに提供する形をとる。

4) わが国における実施スケジュール

わが国のFFIにおいては、2014年7月1日から、既存口座および新規口座について米国民口座であるか否かの確認（デューデリジェンス）が開始されている。

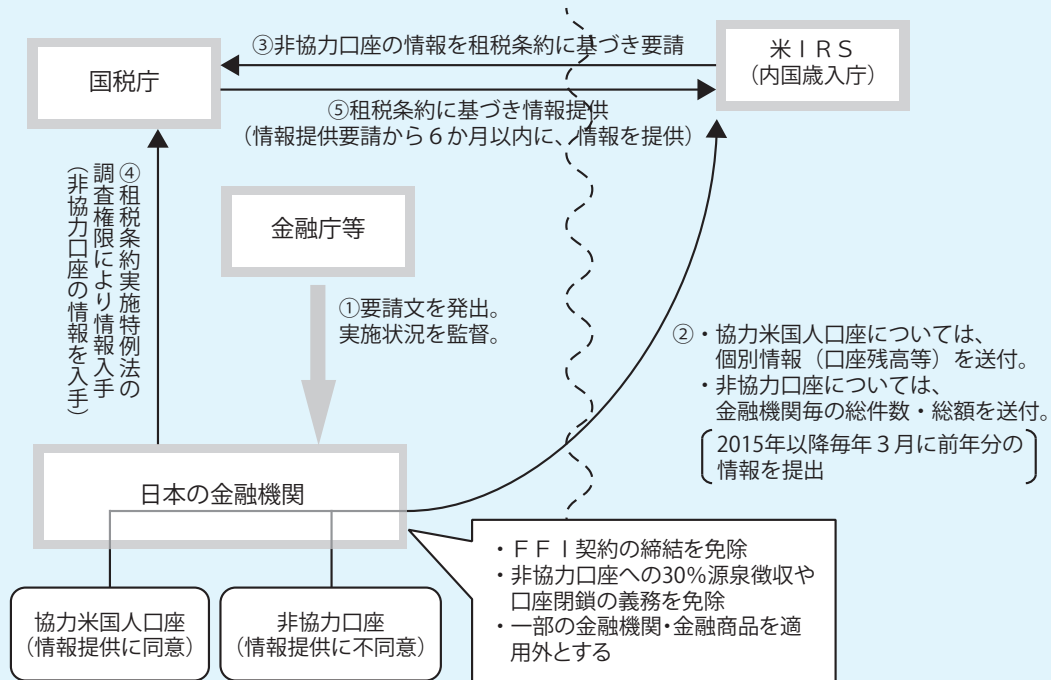
一定の軽微基準を満たす口座を除き、原則2年以内（2016年6月30日まで）にデューデリジェンスを行い、各年中に判明した米国民口座について、顧客の同意を得た上で翌年3月末までにIRSに報告する（同意を得られない口座の情報については、総件数・総額をIRSに報告する）。

図表2-3 FATCAのModel 1 協定による情報提供スキーム



(出所) 財務省「税制調査会(国際課税DG③)〔自動的情報交換について〕」(平成26年4月4日)

図表2-4 FATCAのModel 2 協定による情報提供スキーム



(出所) 財務省「税制調査会(国際課税DG③)〔自動的情報交換について〕」(平成26年4月4日)

2. 自動的情報交換

1) わが国のこれまでの取り組み

各国の税務当局同士が連携し税務情報を交換する取り組みは F A T C A の実施以前から行われていた。

近年、税務当局が法定調書から入手した非居住者に係る所得情報等を、居住地国等に対し大量一括で情報提供を行う「自動的情報交換」が進められてきている。

2013年10月に改正が発効された税務行政執行共助条約では、締結国が自動的情報交換を行う旨が明確に定められた。

現在、わが国において税務署に提出する法定調書のうち、非居住者等への支払いに係るものについては原則2通を税務署に提出することとされており、その1通は当該非居住者等の居住地国等に送付されている。

平成25事務年度（平成25年7月～平成26年6月）においてわが国の国税庁が他国に提出した「自動的情報交換」は12万6千件、他国の税務当局からわが国の国税庁が受領した「自動的情報交換」は13万3千件となっている⁴。

2) OECDのCRS（共通報告基準）への発展

他国の口座を利用した脱税の防止については各国の税務当局で共通の課題となっており、OECDでは金融口座情報について自動的情報交換を行う共通報告基準（Common Reporting Standard：CRS）を策定する取り組みが進んでいる。

2014年2月にOECDは「課税における自動的な情報交換に関する基準（The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters）」のドラフトを発表し、7月には基準のフルバージョンとコメントリーを公表した。

今後、2016年1月または2017年1月の制度開始（初回の情報交換は2017年または2018年から）を目指し、OECD加盟各国および制度加入希望国は国内法の整備を進めることとなっている。

2014年11月19日現在、CRS導入に署名した国は以下の図表2-5に掲げる52の国・地域である（同日現在、日本および米国は未署名。なお、自由民主党・公明党「平成27年度税制改正大綱」（以下、大綱）では、2018年に初回の情報交換を行うことを想定し、2017年より自動的情報交

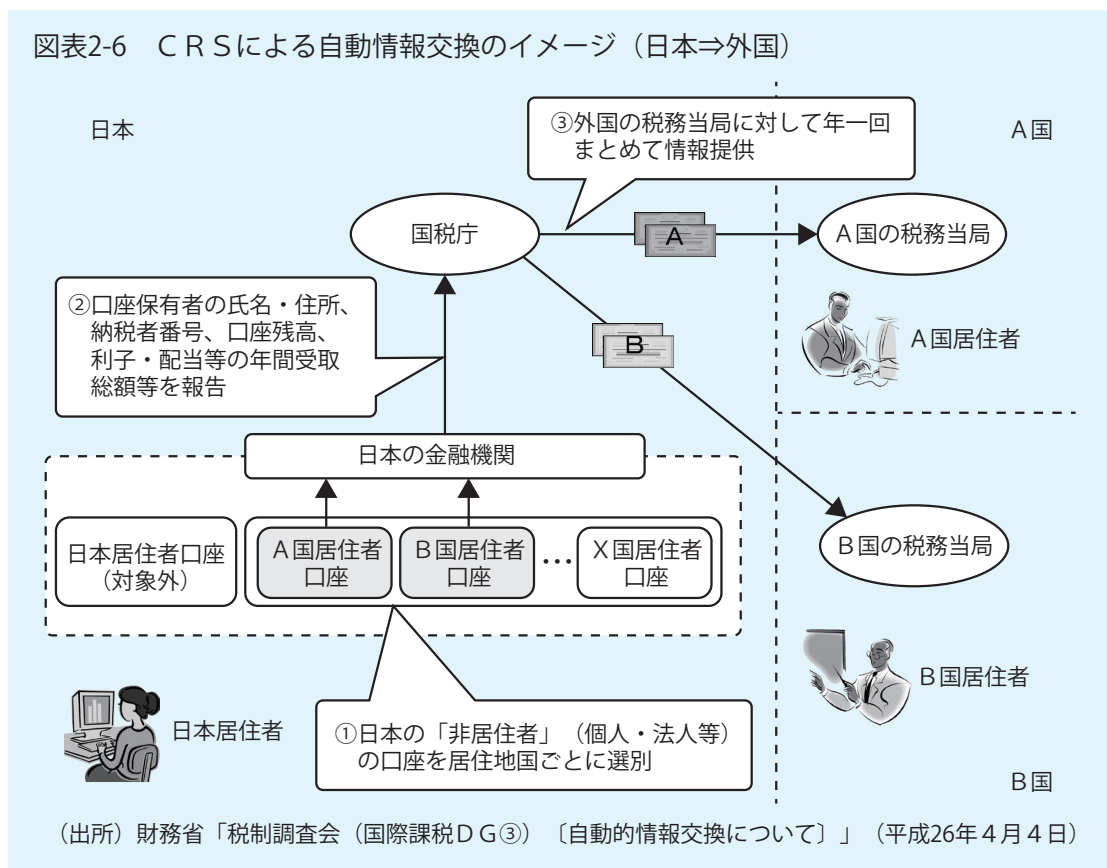
図表2-5 CRS導入に署名した国・地域

2017年に初回の情報交換を実施予定（48の国・地域）
アンギラ、アルゼンチン、ベルギー、バミューダ、英領ヴァージン諸島、英領ケイマン諸島、コロンビア、クロアチア、蘭領キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、デンマーク領フェロー諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、英領ジブラルタル、ギリシャ、英領ガーンジー、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、英領マン島、イタリア、英領ジャージー、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリシャス、メキシコ、英領モンセラット、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英領タークス・カイコス諸島、英国
2018年に初回の情報交換を実施予定（4の国・地域）
アルバニア、蘭領アルバ、オーストリア、スイス

（出所）OECD “SIGNATORIES OF THE MULTILATERAL COMPETENT AUTHORITY AGREEMENT AND INTENDED FIRST INFORMATION EXCHANGE DATE”（2014年11月19日）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

4) 国税庁「平成25事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」（平成26年11月）

図表2-6 CRSによる自動情報交換のイメージ（日本⇒外国）



換のための国内法を実施するとした）。

CRSの下では、各国の金融機関は非居住者（制度加入国の居住者に限る、以下同じ）の口座情報について自国の税務当局に報告する。各国の税務当局は、それぞれの居住地国に対して口座情報を年1回送付する。

これにより、制度に加入した各国の税務当局は、自国の居住者が保有する他国の口座情報を入手でき、適切な税務行政に資することになる。

3) FATCAとの違いと課題

なお、CRSにおいて、情報提供が行われるのは各国の「非居住者」（情報受領国にとっては居住者）が保有する口座である。FATCAにおいては、米国は米国居住者のみならず、米国籍を保有する者および米国永住権を持つ者の口座につい

ても情報提供を求めており、FATCAの方が、対象者が広い概念となっている。

米国がスキームを変更しないのであれば、CRS導入後は、例えば、米国籍保有の英国居住者が日本に口座を持っているような場合、米国および英国の両方に口座情報を提供することになるものと考えられる。

また、わが国はFATCA施行時には、Model 2協定により金融機関（FFI）が直接IRSに口座情報を提供する形をとったが、CRS導入後は、現在のままでは、金融機関は、米国IRSと日本の税務署の2カ所の窓口にて非居住者等の口座情報を提出しなければならないこととなる。

わが国がCRSを導入する際には、FATCAにおける米国との情報交換についてはModel 1協定を締結し直すことが考えられる。

4) 各制度で提供される情報

図表 2-7 は、米国の F A T C A、O E C D の C R S において税務当局に提供される（予定となっている）情報および、現在の日本国内の法定調書により税務当局に提出される情報の一覧を示したものである。

F A T C A および C R S で提供される情報には、預貯金の利子、入出金、預貯金や有価証券の残高など、国内の法定調書では提供されない情報も含まれている。

このため、日本の金融機関ではこれらの情報に

ついて定期的に報告を行うためのシステム構築が求められる。

また、C R S 実施後は、日本の税務当局は O E C D 加盟各国等から、日本の居住者にかかる海外口座の残高や預貯金の利子などの情報を入手することができるようになる。一方、国内の法定調書制度について改正が行われないとするならば、依然として税務当局は日本の居住者にかかる国内口座の残高や預貯金の利子等の情報は自動的に入手できないこととなる。国内口座の方が、税務当局が入手できる情報が少ないという状況も生じ得る。

図表 2-7 各制度で提供される情報の概要

			米国 F A T C A	O E C D の C R S	日本国内の 法定調書
本人情報	個人情報	氏名	○	○	○
		住所（または居所）	○	○	○
		生年月日	×	○（注）	×
		国籍	○	×	×
		居住国・所在国	×	○	×
		納税者番号	○	○（注）	×→○（2016年）
	口座番号	○	○	×	
フロー	給与所得		×	×	○
	事業所得		×	×	×
	金融所得	預貯金等の利子	○	○	×
		公社債等の利子・償還金	○	○	×→○（2016年）
		株式等の配当等	○	○	○
		公社債等の譲渡代金	○	○	×→○（2016年）
	譲渡所得 （上記除く）	株式等の譲渡代金	○	○	○
		金地金等の譲渡代金	×	×	○
		不動産等の譲渡代金	×	×	○
	送金情報	その他	×	×	×
		国内送金、預金の入出金	○	○	×
国外送金			○	○	○
ストック	金融資産	預貯金	○	○	×
		有価証券	○	○	×
	不動産	×	×	×	
	貴金属	×	×	×	

（注）C R S においては、生年月日および納税者番号は現地国の法令で記帳が義務付けられていない場合は記載しなくてよいとしている

（出所）各種資料に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

C R S実施後は、国内において預貯金口座へのマイナンバーの紐づけや法定調書の提出などを求める動きが加速するものと考えられる。

3. わが国が実施した制度

1) 国外財産調書制度

わが国は、国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れが増加傾向にあることから、内国税の適正な課税および徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人に対して国外財産調書の提出を義務付ける国外財産調書制度を2012年度税制改正により導入した。

毎年12月31日時点の価額の合計額で5,000万円を超える国外財産を有する個人は、翌年の3月15日（所得税の確定申告の期限）までに国外財産調書を提出することが義務付けられる。

また、納税者による国外財産調書の自発的な提出を促すため、過少申告加算税等を加減算する仕組みも導入された。もし国外財産（に係る所得）について申告漏れがあった場合、当該財産につき国外財産調書に記載があるときは過少申告加算税等が減額され、記載がないときは過少申告加算税等が増額される⁵。

初回の国外財産調書は、2013年12月31日現在の財産状況について2014年3月17日（期限日が土曜のため延期された）までに5,539件が提出され、その総額は約2兆5,142億円であった⁶。

2014年12月31日現在の財産状況に係る国外財産調書から虚偽記載・正当な理由なき不提出には刑事罰が科される。

2) 国外証券移管等調書制度

2014年度の税制改正により、2015年1月1日以後に国内証券口座から国外証券口座に有価証券を移管した場合、または国外証券口座から国内証券口座に有価証券を受け入れた場合に、当該移管・受入れを行った国内の証券会社等から税務署に「国外証券移管等調書」が提出されるようになる。

国外証券移管等調書には、氏名、住所、当該移管・受入れを行った有価証券の種類、銘柄などが記載される。

3) マイナンバーの活用

わが国は、2016年1月1日から、マイナンバーを導入する予定である。

これにより、給与所得、公的年金等、報酬・料金等、公社債の利子等、株式等の配当等、投資信託の分配金、公社債・株式・投資信託の譲渡代金、デリバティブの差金等決済、生命保険金の支払いなどのフローの所得情報が、マイナンバーつきの支払調書により支払者から税務署に提出されるようになる。

税務署はこれらの情報をマイナンバーにより名寄せすることができ、申告漏れや過少申告等を容易に捕捉できるようになる。

さらに、海外資産についてはストックに関する情報も国外財産調書および国外証券移管等調書がマイナンバーつきで税務署に提出される。

わが国がC R Sを導入すれば、日本国内の居住者がC R S締結国の海外金融機関で口座を開設した場合は、口座保有者の氏名・住所、マイナンバー、

5) ただし、相続税においては、国外財産調書を提出する者（被相続人）と相続税の申告書を提出する者（相続人）が異なるため、申告漏れとなった国外財産が国外財産調書に記載がない場合でも過少申告加算税等の増額は行われない。

6) 国税庁「国外財産調書の提出状況について」（平成26年7月）

口座残高、利子・配当等の年間受取総額等が口座の開設国からわが国の税務当局に報告される。

例えば、海外金融機関の現地口座で預金の利子を日本国内居住者が受け取った場合、総合課税の利子所得として確定申告しなければならない。また、日本の相続税は原則として国内財産のみならず国外財産も課税対象となる。

C R Sが導入されれば、海外からの所得については所得税の確定申告書とC R Sにより入手される口座情報をマイナンバーにより名寄せできるようになる。国外財産については相続税の申告書、国外証券移管等調書、毎年の国外財産調書に加え、C R Sにより入手される口座情報をマイナンバーにより名寄せできるようになる。

税務署は海外口座に関する所得・資産についても、申告漏れや過少申告等を容易に捕捉できるようになるだろう。

なお、C R Sにおいて、日本の居住者が海外の金融機関に対してどのようにマイナンバーを報告するかという問題がある。個人番号カードを用いれば対応可能と思われるが、例えば、パスポートに個人番号を記載することなども検討されていたもようである。

3章 OECDのBEPS（税源浸食と利益移転）対応PJ

1. 経緯

1章で述べた多国籍企業の租税回避行為に対抗するため、OECDは、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）に対応するプロジェクトを推進している。

OECDは租税条約のモデル条約や移転価格税制のガイドラインの制定など、国際租税のルール作りで大きな役割を果たしてきた。

租税条約は、2国間の二重課税を排除するため当事者国間の課税権の調整を図るものである。しかし、1章で挙げた租税回避スキームに見られるように、多国籍企業などが、合法的な法的技術を駆使し、二重非課税の状況などを作り出し、租税回避を図る例が目立ち始めていた。他方で、リーマン・ショック、欧州債務危機などを受けて、各国の財政状況の悪化と所得格差の拡大が見られる中で、各国ともより公平で適正な課税を実現する要請が高まってきていた。

そこで、OECDの租税委員会では、2012年6月にBEPSプロジェクトを立ち上げ、多国籍企業の租税回避問題に対応するため、既存の国際

図表 3-1 BEPSプロジェクト経緯

2012年6月	プロジェクト始動
同年後半	スターバックス、グーグル、アマゾン、アップル等の租税回避が政治問題化
同年11月	英・独の財務大臣が共同声明を発表（仏の財務大臣も賛同）
2013年2月	OECD「Addressing BEPS」報告書公表、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に提出
同年6月	OECD租税委員会本会議にて、「BEPS行動計画」を承認
同年7月	「BEPS行動計画」を公表、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に提出
同年9月	G20サミット（ロシア・サンクトペテルブルク）で「BEPS行動計画」を支持
2014年9月	BEPS報告書第一弾公表、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（豪・ケアンズ）に提出
同年11月	G20サミット（豪・ブリスベン）でBEPS報告書第一弾を支持

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

課税のルールを抜本的に見直すこととした。なお、プロジェクトの立ち上げには、米国からの働きかけもあったもようである。これまでの検討の経緯は図表 3-1 のとおりである。

2. 15の行動計画

B E P S プロジェクトでは、2013年7月に15の行動計画を公表している（図表 3-2 参照）。第1段階のプロジェクトは2014年9月に終了している。2015年中に全プロジェクトを終了する予定である。

3. 非OECD諸国の参加

B E P S プロジェクトは、OECDが検討しているが、OECD加盟国（34カ国）だけで合意しても、その実効性には限界がある。

プロジェクトの検討結果は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議にも報告されており、OECD非加盟のG20国である8カ国（中国、ブラジル、インド、ロシアなど）も正式なメンバーとして参加している。

また、2014年においては、4つの地域でのコンサルテーションや、5つの主題のグローバルなフォーラムなどを通じて、80カ国のOECD非加盟かつG20以外の開発途上国から意見を収集している。アルバニア、バングラデシュ、ジャマイカ、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、セネガル、チュニジアとC I A T（Inter-American Center of Tax Administrations）、A T A F（African Tax Administration Forum）などは、プロジェクトに直接参加している。

ただし、先進国と開発途上国では、例えば、知的財産を提供する側と使用する側といった利害関係の対立する局面もあるため、全てがスムーズに合意・

実施されるというわけにもいかない面がある。

他方で、国際的な租税回避に関しては、やはり、タックス・ヘイブンが大きな役割を果たしている。リーマン・ショック後の危機時において、タックス・ヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視されたこともあり、2009年のG20ロンドンサミットでは、実効的な情報交換に非協力的な国の実名リストを公表した。これをきっかけに、同年9月には「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」が新たに組織され、主要なタックス・ヘイブンを含む123カ国が参加し、150のピア・レビューが終了して、報告書が公表されている。

もっとも、タックス・ヘイブン国は、他国との情報交換に協力する一方で、できるだけ自国にある（こととされている）企業の情報を持たないようにすることで、他国の税務当局等に対抗しているといった指摘もある。

4. 2014年9月までに終了した項目

1) 電子取引課税

(1) B E P S プロジェクトのこれまでの取り組み

B E P S プロジェクトでは、電子商取引等に対して、現行の国際課税ルールが十分に対応しきれていないことへの対応を検討している。電子経済（行動計画1）については2014年9月に最終報告書「電子経済への課税上の問題への対処」が公表された。

電子商取引では、外国の事業者は、サービスの提供先の国内に拠点がなくても、サービスの提供が可能である。

現在の国際租税では、非居住者への所得課税（法人所得を含む）については、恒久的施設（P E）

図表 3-2 OECD租税委員会 BEPS行動計画（概要）

行動	タイトル	内容	期限
1	電子商取引課税	電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認	ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人か組合か）が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する。	2014年9月
3	外国子会社合算税制の強化	外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限	支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。 また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月 2015年12月
5	有害税制への対抗	OECDの定義する「有害税制」について	
		①現在の枠組み（透明性や実質的活動等に焦点）に基づき、加盟国の優遇税制を審査する。	2014年9月
		②現在の枠組み（透明性や実質的活動等に焦点）に基づき、OECD非加盟国を関与させる。	2015年9月
③現在の枠組みの改定・追加を検討。	2015年12月		
6	租税条約濫用の防止	条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。	2014年9月
7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止	人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設（PE：Permanent Establishment）の定義を変更する。	2015年9月
8	移転価格税制（①無形資産）	親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2014年9月
		また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。	2015年9月
9	移転価格税制（②リスクと資本）	親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月
10	移転価格税制（③他の租税回避の可能性が高い取引）	非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月
11	BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定する		2015年9月
12	タックス・プランニングの報告義務	タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する。	2015年9月
13	移転価格関連の文書化の再検討	移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。	2014年9月
14	相互協議の効果的実施	国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。	2015年9月
15	多国間協定の開発	BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。	2014年9月
		その後、多国間協定案を開発する。	2015年12月

（出所）財務省「税制調査会（国際課税DG③）〔BEPSプロジェクトの進捗状況について〕」（平成26年4月4日）を基に大和総研作成

の有無をベースとしている。特に最近では、OECDモデル租税条約の改訂を契機に、国内にPEが存在する非居住者・外国法人のあらゆる国内源泉所得を課税対象とすることを原則とする総合主義から、PEに帰属する国内源泉所得のみに課税する帰属主義への移行が進んでおり、わが国でも2016年の帰属主義への移行に向けた法改正が既に行われている。しかし、例えば、インターネットを活用した取引の場合、何がPEに該当するかが問題となる。OECDのモデル租税条約では、ウェブサイトは有形資産ではなくPEを構成しない。サーバーも、それが契約の締結等事業の中核的機能を担っている場合のみにPEに該当することとされている。デジタルコンテンツの場合、タックス・ヘイブン国にサーバー等を設置してコンテンツを提供することも可能である。

報告書では、電子商取引、支払（決済）サービス、アプリケーションストア、クラウド・コンピューティング、高頻度取引（HFT）、参加型ネットワーク・プラットフォームおよびオンライン広告などといった新しいビジネスモデルに加えて、デジタル革命によって変化した旧来のビジネスモデルも分析している。報告書には、これらのビジネスモデルを通じて可能となる税務上の問題の分析も含まれている。その上で、企業が顧客・利用者等のデータの大量の収集（ビッグ・データ等）から得ている経済的利益に対する当該顧客・利用者等の所在地国による課税についてどのように考えるか、上記の新たなビジネスモデルから生じる所得を租税条約等の適用上どのように分類するかといった点も論点として挙げている。

ちなみに、HFTについては、競争相手より少しでも早く取引を発注することが重要であり、サーバーの設置場所、すなわち、いかに取引所の

近くに設置するかが非常に重要となる点が指摘されている。

所得課税（法人所得を含む）上の問題への対応方法としては、報告書では、PEの除外規定を見直す、中核的な事業の収益が獲得される市場において、事務所・建物・人員といった物理的な要素が認められない場合でも、「重要なデジタル拠点」があると認められれば課税することとする、PEの代わりに「重要な拠点」という概念を用いる、電子取引の決済を行う金融機関等に対する新たな源泉徴収課税を導入する、ウェブサイトの使用バイト数に基づいて課税するなどの選択肢が示されている。このうちPE概念の見直しについては、行動計画7で検討している。それ以外の手法については、2015年の計画終了時までには評価を行うこととしている。

他方で、消費課税への対応も問題となる。例えば、電子書籍などを例に挙げると、わが国の業者から購入する場合には消費税が課されるのに対して、海外の業者からインターネット経由で電子書籍を購入する場合は、消費税は課されず、国内業者は競争上不利になるという問題がある。

クロスボーダーの電子商取引の消費課税について、OECDの「電子商取引における課税の基本的枠組み」（1998年）およびその後の報告では、①消費地での課税によるべき、②B to B取引の場合、消費地はサービスの受領者が事業の実態を有するところとし、サービスや無形資産の仕入業者が輸入取引への消費税を申告するリバースチャージ方式によること、③B to C取引の場合、消費地はサービス等の受領者の通常の居住地とし、サービス等を提供する外国業者が消費地の課税当局に登録して納税する域外事業者登録納税方式によることとされている。EU諸国はこの方式を採用し、

段階的に導入しているところである。

その後、OECDは、「OECD国境を越えた取引に係る消費税ガイドライン」を2014年1月の租税委員会で承認し、さらに4月のOECD消費税グローバルフォーラムでは、OECD以外の国も含めた86カ国の政府が、これを支持する旨を表明した。同ガイドラインでは、B to B取引については仕向地（サービス等の受領側）で課税することやリバースチャージ方式を用いることなどが盛り込まれている。さらにOECDは、同ガイドラインについて、役務・無形資産のB to C取引の取り扱いを含めたガイドラインの見直しの検討を続けており、同年12月には「国際的な付加価値税（VAT）/消費税（GST）のガイドライン」の討議ドラフトが公表されている。同ドラフトでは、B to Cのサービスや無形資産の提供について、域外事業者登録納税方式によることを提案しており、2015年2月20日までコメントを募集している。2015年11月に予定されている次回グローバルフォーラムで完成版を提示することを目指している。

（2）わが国における対応

HFTについては、東京証券取引所（当時）が、2009年11月に「コロケーションサービスに係る税務上の取扱いについて」を公表している。コロケーションサービスとは、より高速な取引の執行を可能とするため、サーバーを東証内に設置することを認めるサービスである。上記の文書は、外国投資家が当該サービスを利用している場合、東証内に設置しているサーバーはPEとして取り扱われない旨を確認したいという内容であった。その後、証券界の税制改正要望では、平成26（2014）年度の要望まで、サーバーがPEとして取り扱われないよう求める要望が盛り込まれていた

が、実現には至っていない。

電子商取引への消費課税については、国際課税DGが、2014年6月に、仕向地主義への変更、B to B取引へのリバースチャージ方式の導入、B to C取引への域外事業者登録納税方式の導入を内容とする制度案を示していた。2014年12月30日に公表された大綱では、仕向地主義への変更、B to Cの取引についてリバースチャージ方式を採用することとしている。

リバースチャージ方式では、外国事業者に代わり、サービスの提供を受ける事業者が消費税を納入し、その後仕入れ税額控除の適用を受けることになる。しかし、証券会社や金融機関の場合は、課税売上割合が低く、十分に仕入れ税額控除の適用を受けられない。何らかの対応が望まれるところではあるが、大綱では特段の対応は明示されていない。

大綱では、国内の消費者向けに行う場合は、国外事業者が納税義務者となることとしている。当分の間、国内事業者が国外事業者から受ける消費者向けの役務の提供については、仕入税額控除を認めないが、登録国外事業者制度の適用を受ける登録国外事業者から役務の提供を受ける場合は、仕入れ税額控除の適用を認めることとしている。

なお、国内のサービス等の受領者が事業者か消費者かについては、大綱ではB to Bの取引については、国外事業者に対して、国内事業者が納税義務者になる旨を表示するよう求めている。

2）ハイブリッド・ミスマッチ取決めの無効化

（1）ハイブリッド・ミスマッチ取決めとは

ハイブリッド・ミスマッチ取決めとは、「2以上の法域において事業体や金融商品の税法上の差異を利用して、関係者の税負担の合計を低くする効果を持つミスマッチを生み出す取決め」のこと

をいう。これについては、2014年9月に報告書「ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化」が公表されている。

金融商品を用いる典型的な例としては、図表3-3の例が挙げられる。

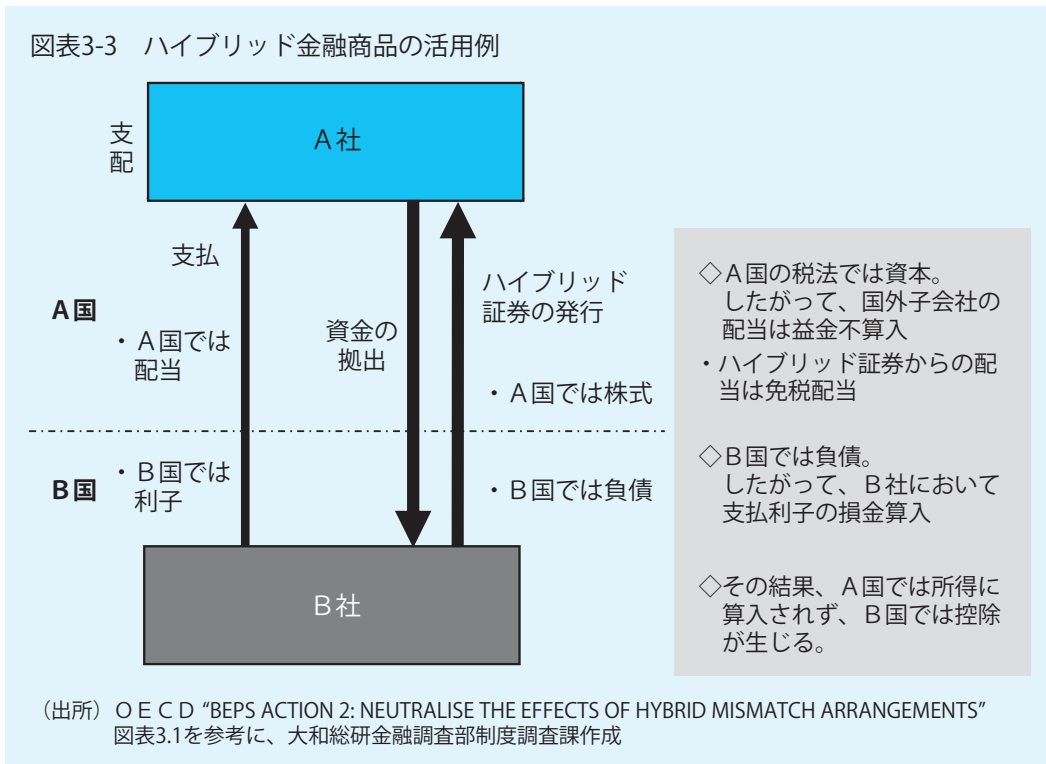
この例では、A国のA社が、B国のB社が発行するハイブリッド証券（例えば優先株式）を保有している。このハイブリッド証券は、A国では資本、B国では負債として取り扱われるとする。この場合、B社からA社への支払い（例えば優先株式の配当）は、B国では負債の利子として損金算入される。A国では、配当として取り扱われ、B社がA社の子会社の場合は、外国子会社からの配当として益金不算入の取り扱いを受ける。すなわち、A国でもB国でも非課税（二重非課税）の取り扱いを受ける。この例は、9月の報告書ではD/N Iと表記されている。Dは控除(deduction)、N Iは所得への不算入(no inclusion)を意味する。

事業体を用いる典型的な例としては、図表3-4の例が挙げられる。

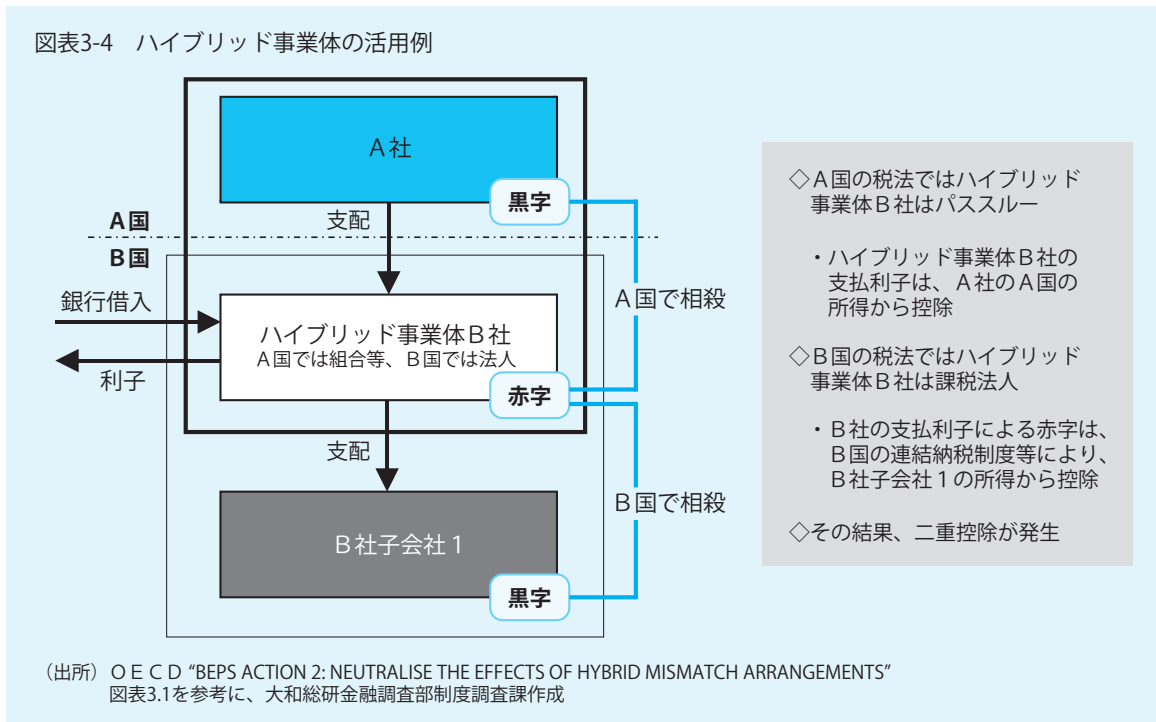
この例では、A国のA社がB国のハイブリッド事業体B社の株式を全額保有している。このB社は、B国の税法では法人として取り扱われるが、A国の税法では、法人ではなく組合等の導管体として取り扱われる。B社は銀行から借入を行っており、金利を支払う。B社の所得から支払金利を控除すると赤字になるが、B社はB国で連結納税制度を適用しており、自社の赤字を子会社1の所得から控除できる。一方、A国では、B社は法人ではないため、B社の赤字はA社の赤字として取り扱われる。この結果、A国とB国両方において二重の控除が生じる。したがって、この例はD Dと表記されている。

前者のD / N Iの例としては、このほかにも、下記の例が挙げられている。

◇レポ取引を経済的な実質を重視して担保付の



図表3-4 ハイブリッド事業体の活用例



借入として取り扱う国のA社と法形式に従い売戻条件付の購入として取り扱う国のB社との間で、子会社株式のレポ取引を行うことにより、A国ではレポ取引のコストを控除する一方で、B国では子会社からの配当に益金不算入、売戻しの際の株式売却益には資本参加免税を適用するといった例。

◇上述のハイブリッド事業体を用いた例で、B国にある同事業体B社がA国にある親会社A社から借入れ、それに対する利息をA社に支払うことで、A国では、受取利息と支払利息共にA社に帰属するので内部取引としてこれを相殺し、B国ではB社が利息を損金に算入する例。

◇リバース・ハイブリッド：A国の法人A社のB国の子会社であるハイブリッド事業体（信託）B社について、A国では法人、B国では導管体として取り扱われており、このB社がC国のC社に投資（貸付）を行う。C国ではC社のB社への支払いは利息として損金算入。B社が受け

取った利息は、B国でもA国でも課税されない。

◇輸入ミスマッチ：A国のA社がB国のB社に出資。これはA国では資本、B国では借入として取り扱われる。B社はさらにC国のC社に貸付を行う。C社では利息の損金算入、B社ではC社からの利息の計上とA社への利息の支払いを相殺、A社では外国子会社受取配当の益金不算入の適用を受ける（間接的なD/N I）。

後者のD Dの例としては、下記が挙げられる。

◇A国のA社がB国のハイブリッド事業体B社の株式を全額保有している。このB社は、子会社1を有している。B社はA国でも、B国でも連結納税の対象となる。B社は銀行から借入を行っており、金利を支払う。B社の所得から支払金利を控除すると赤字になるが、B社はA国でもB国でも連結納税の対象となるため、この赤字をA社の所得からも、子会社1の所得からも控除できる。

(2) 無効化措置の内容

報告書の第一部では、ハイブリッド・ミスマッチ取決めを無効化するための各国の国内法上の措置（ハイブリッド・ミスマッチルール）を勧告している。その概要は図表 3-5 のとおりである。ハイブリッド・ミスマッチルールは相手国の税務上の取り扱いと連携したリンクルールを適用する。勧告の実施に関する指針は、2015年9月までに公表する予定である。

第二部では、租税条約における対応として、二重居住者や課税上の導管体に関する措置を提示すると

ともに、国内法上の措置との関係を分析している。

金融機関の場合、バーゼル規制上の自己資本の充実のため、ハイブリッド証券の発行を行う場合があるが、これは租税回避を目的とするものではなく、BEP Sプロジェクトで示された無効化計画を適用するのは不合理な面がある。この問題については、報告書ではペンディングとしており、2015年9月までに結論を出す予定である。

(3) わが国における対応

わが国では、大綱で外国子会社の所在地国の法

図表 3-5 ハイブリッド・ミスマッチ取決めへの対応方法

ミスマッチのタイプ	取決めの内容	国内法改正の具体的な勧告内容	ハイブリッド・ミスマッチルールに関する勧告		
			第1ルール	第2ルール (防御的対応)	対象範囲
D/N I	ハイブリッド金融商品	◇支払者で損金算入される支払いについて、受取者での配当免税の不適用 ◇源泉税額控除の比例的な制限	支払者の損金算入否認	受取国・地域で益金に算入	関連者（共に行動する者を含む）および仕組まれた取決め
	ハイブリッドによって存在しないものとされる支払い	—	支払者の損金算入否認	受取国・地域で益金に算入	被支配（controlled）グループおよび仕組まれた取決め
	リバース・ハイブリッド	◇オフショア投資税制の改善 ◇非居住者の投資家が半透明事業体として取り扱う仲介事業体の税制上の導管性の制限	支払者の損金算入否認	—	被支配（controlled）グループおよび仕組まれた取決め
D D	ハイブリッドによって作られる控除可能な支出	—	親会社における損金算入の否認	支払国・地域の損金算入否認	◇第1ルールは制限なし ◇第2ルール被支配（controlled）グループおよび仕組まれた取決め
	二重居住者によって作られる控除可能な支出	—	居住者の控除の否認	—	制限なし
間接的 D/N I	輸入ミスマッチ	—	支払者の損金算入否認	—	被支配（controlled）グループおよび仕組まれた取決めのメンバー

(出所) O E C D “BEP S ACTION 2: NEUTRALISE THE EFFECTS OF HYBRID MISMATCH ARRANGEMENTS” に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

令上、その支払配当の全部または一部が損金算入の対象とされる場合は、それに対応する額を、外国子会社からの配当の益金不算入制度の適用対象外とする制度を導入することとしている（原則として2016年度以後適用とする予定）。オーストラリア・ブラジルの子会社などが念頭に置かれているもようである。

タックス・ヘイブン対策税制において、合算対象の特定外国子会社等が子会社（保有比率25%以上）から受ける配当は、合算対象から除外されているが、当該子会社が配当を損金算入している場合は、合算対象に含めることとしている。

3) 有害税制への対抗

(1) OECDにおけるこれまでの検討

1996年に「有害な税の競争」に対するプロジェクトが立ち上げられて以来、継続している取り組みである。1998年には「有害な税の競争報告書」が公表されている。これは、いわゆる「底辺への競争」により、全ての国において（金融・サービス業等から生じる所得など）足の速い所得源泉に係る適用税率がゼロになってしまうという認識に基づくものである。同報告書には、タックス・ヘイブンに該当する判定基準や有害税制の判定基準等が挙げられており、2000年6月には47の潜在的に有害な措置と35のタックス・ヘイブンがリストアップされた。有害税制の基準としては、金融・サービス等の足の速い所得に対して無税または低税率を適用しており、かつ、当該措置が外国企業のみを対象としているか、透明性が欠如しているか、他国と納税者に関して有効な情報交換を行っていないか、いずれかに該当することとされている。同報告書に基づき、1998年10月に有害税制に取り組む組織として、OECDの租税

委員会に「有害税制フォーラム」が設置された。

しかし、その後、2001年の共和党のブッシュ政権時に、富裕層や企業のロビー活動の影響を受け、米国の当時の財務長官がOECDのイニシアティブを支持しない旨を表明したため、OECDも、情報交換や透明性を重視する方向に転換した。これを受け、2001年にはタックス・ヘイブンの基準も緩和された。2002年4月には情報交換等に非協力的なタックス・ヘイブンとして7カ国・地域が挙げられたが、その後の改善により、これらの地域も2009年5月にはリストから除外されている。有害措置に関しては、2006年9月の報告書で46の有害措置が廃止等された旨が報告され、残りの一つもその後、廃止された。

(2) BEPSプロジェクトのターゲット

1998年の報告書で示された足の速い所得の「底辺への競争」は、現在は、外国法人への優遇措置というよりは、金融活動からの所得や無形資産の供与からの所得のような特定の種類の所得に係る法人税率削減の形をとっており、従来の審査基準では有害性の判定が困難である。そこで、BEPSの2013年2月の報告書では「透明性や実質性の要素を考慮しつつ、有害税制に対しより効果的に対抗する解決策」を策定するための提案を求めている。2013年7月公表のBEPSの行動計画5では、この目的を推進するため、以下を行うこととしている。

- ・優遇税制に関する自発的な情報交換の義務付けを含めた透明性の向上と、いかなる優遇措置にも実質的な活動を求めることを優先しながら、有害税制に関する作業を改善する。
- ・優遇税制を評価する包括的なアプローチを採用する。

- ・既存の枠組みに基づき、非OECD加盟国を関与させるとともに、既存の枠組みに対する改定・追加を検討する。

(3) 中間報告の内容

行動計画に基づき、有害税制フォーラムは、OECD加盟国の優遇税制の再調査の終了、非OECD加盟国からの参加拡大のための戦略、既存の枠組みの改定・追加を行う予定である。

2014年9月には中間報告書「有害税制への対応」が公表された。中間報告では、これらの作業の進捗状況の概要、特に優遇税制の再調査について、その進捗状況と作業の終了に向けた次のステップの内容を述べている。ちなみに、わが国については、研究開発促進税制などが再調査の対象となっていたが、有害ではないと結論付けられている。

中間報告書では、透明性の向上のため、個別の納税者との間の優遇税制（有害税制フォーラムの作業の対象で、無税または低い実効税率を適用するものが対象）の適用について、当該税制を適用する税務当局に対して、関連する他国の税務当局への優遇税制の内容の自発的な情報提供を義務付けるフレームワークを策定している。移転価格税制に関する制度については、片側みの制度の場合は、影響を受ける国との情報交換、バイラテラルあるいはマルチラテラルな事前確認制度の場合は、事前確認制度の対象外で影響を受ける国とのみの情報交換が求められる。移転価格税制以外の制度については、その国への投資・その国からの投資・他の国が関連する取引や状況に適用される制度の場合は、影響を受ける国との情報交換が求められる。

いかなる優遇措置にも実質的な活動を求めるため、パテントボックス課税（企業による開発、製造

および特許の活用に関連した活動拠点の誘致のために、国が低率の法人税率などの優遇措置を提供するもの）等の知的財産優遇税制について、開発の実態がどの程度その国にあるかを判断するための基準を設定している。知的財産の開発に関する総支出に占める適格支出の割合を、知的財産の総収入に乗じたものを優遇税制適用所得としている。

(4) 今後の予定

優遇税制の内容の関連国への自発的な情報提供については、作業を継続するとともに、2014年秋から適用を開始し、2015年に進捗状況を報告する。

実質的な活動の判断基準については、知的財産税制以外も対象とする等の追加・改定を検討し2015年12月に成果を報告する。

2015年9月を期限に、非OECD加盟国からの参加を拡大し、成果を報告する。

4) 租税条約濫用の防止

例えば、A国とC国に租税条約がなく、A国企業にC国企業が直接出資し配当を受け取ると、A国において30%の高い税率で源泉徴収されるとする。これに対して、A国とB国、B国とC国には租税条約が存在し、配当の源泉税の税率は低いものとする。この場合、C国企業がB国にペーパーカンパニーを設立し、当該企業を經由してA国企業から配当を受け取った場合、A国企業からB国企業への配当、B国企業からC国企業への配当の源泉税の税率は低い税率が適用される。2013年7月の行動計画では、このような条約漁り等の条約の濫用は、BEP Sの概念の最も重要な原因の一つとした上で、以下の対応を求めていた。

- (1) 不適切な状況で条約の特典を与えることを防ぐためのモデル条約の規定および国内ルールの

設計に関する勧告を策定する。

- (2) 租税条約は二重非課税を生み出すために利用されることを意図していないことを明確にする。
- (3) 一般的に、相手国と租税条約を締結することを決定する前に検討すべき租税政策の考慮事項を特定するための作業を行う。

これを受けて、2014年9月に報告書「不適切な環境における条約の利益の許諾の防止」が公表された。

(1) モデル条約の規定の開発および国内ルール設計の勧告

①モデル条約の規定の開発

a. 条約漁り防止

報告書では、条約漁りの防止のため、租税条約

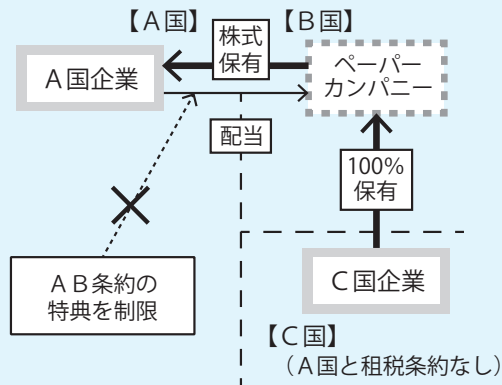
に特典を受けるための資格条項を設けることを勧告している。具体的には、特典制限（L O B）条項に基づく具体的な濫用防止規定と主要目的テスト（P P T）に基づく包括的な濫用防止規定が挙げられている。

L O B規定としては、租税条約の特典の適用対象者を、i .個人、ii .政府・地方公共団体、iii . 上場会社およびその子会社、iv . 慈善団体・年金基金、v . 課税期間の過半を条約締結国に居住しており、他の適格者に50%超の持分を保有され、かつ、適格者以外に支払われる・発生する所得がその者の所得の総計の50%未満である者に限定している。C I V s（集団投資ビークル）を対象者に加えることも可能とされており、2014年11月に、C I V sや他のファンドを対象とする場合の論点を整理した討議ドラフトが公表されている（コメ

図表3-6 条約の濫用防止措置

特典制限規定（Limitation on Benefit : L O B）

※所得の受領者の属性に着目



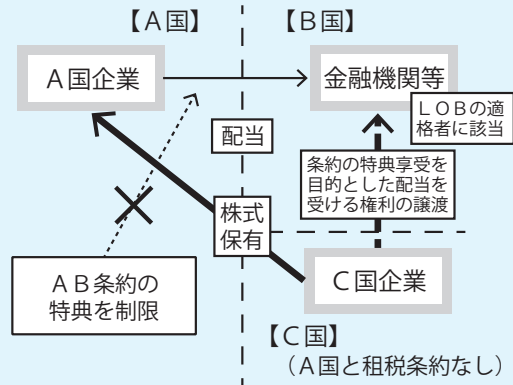
<特典制限規定>

- 租税条約の特典付与を「適格者」に限定する。
- 「適格者」とは、第三国居住者に支配されていないと考えられる者（例えば上場企業、年金基金等）を類型化し、客観的要件によって定義したもの。
- 「適格者」に該当しない者については、個別に租税条約の特典付与が妥当かどうか当局が認定。

(出所) 政府税制調査会資料

主要目的テスト規定（Principal Purpose Test : P P T）

※取引の目的に着目



<主要目的テスト規定>

- 租税条約の特典を享受することを取引の主たる目的の一つとする場合には、特典を与えない。

ント期限は2015年1月9日)。

適格者に該当しなくても、条約締結国の能動的な事業活動から取得する所得については、特典の適用を受けられる。権限がある当局に、条約濫用目的でないとして個別に認定された場合も特典の適用を受けられる。

PPTについては、全ての事実および状況を考慮した上で、条約の特典を得ることが主たる目的であると合理的に結論付けられる場合には、条約の特典の適用を認めないこととする包括的な規定の設定を提案している。

各国には、LOB条項とPPT条項両方の組み合わせ、PPTのみ、導管を用いた金融取引に対処する方法を補完したLOBのいずれかを最低限採用することを義務付けるよう求めている。

b. その他の対応

その他、租税条約において下記への対応規定を設けることを提案している。

- 契約の分割（例えばPEに該当しないよう契約期間を12カ月未満とする）（行動計画7などで対応）
- ハイヤリング・アウト・オブ・レイバー（短期間労働者の勤労所得が母国で課税されないよう仲介者を通じて雇用すること等）（既にモデル条約に防止規定は存在）
- 配当として取り扱われることを回避するための取引（行動計画4などで対応）
- 配当を移転する取引を用いた軽減税率の適用（最低持株期間を設けて対応）
- 不動産保有会社株式の譲渡により、不動産譲渡に対する課税を免れる措置の防止規定を回避するための取引（株式以外のパートナーシップの持分等も対象とすることで対応）

- 条約締結国の個人以外の二重居住者について、いずれの居住者が決定する規定の導入

- 第三国のPEを利用した租税回避に対する防止規定の導入

② 租税条約の利益を用いて国内法の規定を免れようとしている者への対応

報告書では、今後の作業において、行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチ）、行動計画3（タックス・ヘイブン対策税制の強化）、行動計画4（利子の控除の制限）、行動計画8～10（移転価格税制関連）による新しい国内規則のデザインを考慮する必要がある点を指摘している。

米国が締結する租税条約では、租税条約の規定が、条約締結国の居住者への課税権を制限しない旨が盛り込まれている。同様の規定をモデル条約に盛り込むことを提案している。

出国時にそれまでに発生していた利益（例えば、保有株式に生じている未実現利益など）に課税する規定が、条約締結国の国内法で設けられている場合に、当該規定の適用を阻害しないことも提案している。

(2) 租税条約は二重非課税を生み出すために利用されることを意図していない旨の明確化

報告書では、租税条約は、条約漁りを通じたものを含め、二重非課税の創出や租税回避・脱税による税負担軽減を目的とするものでない旨を、表題や前文を通じて明記することを提案している。

(3) 相手国と租税条約を締結することを決定する前に検討すべき租税政策の考慮事項

租税条約の新規締結や既存の租税条約の改正・終了に際して考慮すべき要素として、報告書では、

二重課税のリスク、源泉地国課税の程度、二国間の経済発展に資する他の租税条約の規定（無差別待遇条項、仲裁など）、相手国の税務行政支援（情報交換等）に対する意思・能力を挙げている。

（４）わが国における対応

わが国の租税条約では、LOB条項は、日米租税条約を筆頭に、様々な租税条約に盛り込まれている。ただし、米国のように全所得をLOB条項の対象にしている条約もあれば、日仏租税条約や日豪租税条約などのように、対象を限定している租税条約もある。日英租税条約や日ニュージーランドの租税条約では、LOB条項とPPT条項の両方を盛り込んでいる。日ポルトガル租税条約はPPT条項のみを盛り込んでいる。日米租税条約、日英租税条約共に、導管を用いた金融取引に対応する規定を盛り込んでいる。

わが国では、富裕層がシンガポールなど税率の低い地域に移転する例が増えている。そこで、大綱では、出国前の直近の10年間において5年以上居住者であった者を対象に、株式をはじめとする有価証券、匿名組合の出資持分、デリバティブ等の未実現益に対して、出国時に実現したものととして課税する制度を導入することとしている。対象となるのは、対象資産の出国時の評価額が1億円以上の場合としている。

この制度の導入に合わせて、国外財産調書を参考に、現行の財産債務明細書を見直し、新たに財産債務調書として整備し、所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上の個人または有価証券等が1億円以上の個人（出国者）に対して提出を求める予定である（不提出への罰則の適用はない）。当該調書提出者は国外への移転者のみならず、国内に居住し続ける者も対象となる。当該調書に個人

番号が付されることで、富裕層の所得のみならず、資産・負債の状況の把握が容易になると思われる。

5) 移転価格税制

（１）無形資産の移転価格

第1章の租税回避の例では、無形資産を軽課税国・地域の子会社等に移転することで、ロイヤリティへの課税を軽減・免れているケースが多く見られた。無形資産の価格の算定がそもそも困難であることから、軽課税国に無形資産を移転する際には、実際の経済的価値よりも低いと思われる価格で移転し、移転時の無形資産の譲渡益への課税を軽減する例もある。そこで、BEPSの行動計画8では、関連者間で無形資産を移転することによるBEPSを防止する規則を制定するよう求めている。この規則には、以下を含めることとしている。

- ①広範かつ明確に線引きされた無形資産の定義を採用すること
- ②無形資産の移転および使用に関連する利益が価値創造に従って適正に配分されることを確保すること
- ③価格付けが困難な無形資産の移転に関する移転価格税制又は特別措置を策定すること
- ④費用分担契約に関するガイダンスを更新すること

2014年9月の報告書「無形資産の移転価格税制面のガイダンス」では、無形資産を「有形資産・金融資産ではなく、所有・支配することができ、同様の状況の非関連者間取引において、その使用又は移転により報酬が生ずる資産」としている。特許権、ノウハウ・営業秘密、商標・商号・ブランド、契約上の権利および政府ライセンス、ライセンス、のれんおよび継続的企業価値などが含まれるが、グループ・シナジーや企業固有特性は含まれない。

実質的な法的所有者というだけでは、多国籍企業の無形資産から得られる予想収益を帰属させることができず、無形資産の開発・増強・メンテナンス・保護および利用に果たした機能、資金を含め提供した資産、負担したリスクに応じて、独立企業間価格で帰属させることになる。予想外の出来事による損益については、契約条件や果たした機能、使用した資産、負担したリスクによって帰属させることになる。もっとも当該部分については、まだ最終決定していない。

無形資産の価格算定で、信頼できる比較対象取引が存在しない場合は、DCF（割引キャッシュ・フロー法）で評価をすることになる。価格付けが困難な無形資産の評価額算出方法等については、継続して議論が行われる。

OECDは、2015年末までの移転価格関連の作業において検討を続ける。わが国は、OECDの議論を踏まえ、国内法や法人税基本通達等での手当てについて検討をする。

（2）移転価格関連の文書化

BEPSの行動計画13では、移転価格税制の主要な問題の一つとして、納税者と税務当局との間の情報の非対称性を挙げており、これが独立企業原則の実施を潜在的に妨げ、BEPSの機会を拡大するとしている。税務当局には多国籍企業のグローバルなバリュー・チェーンの「全体像」を描く能力がほとんどない。加えて、移転価格の文書化義務のアプローチの違いは企業に多大な事務負担をもたらす。そこで行動計画では、企業に対して、法令遵守コストを考慮しつつ、税務当局に対する透明性を高めるための移転価格の文書化のルールを策定することとしている。策定されるルールは、多国籍企業が全ての関連する政府に対

して、国ごとの所得、経済活動、納税額のグローバルな配分に関する必要とされる情報を共通様式に従って提供することを要求することを含む。

2014年9月に公表された報告書「移転価格の文書化と国別報告のガイダンス」では、多国籍企業に対して、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告の作成を義務付けることを提案している。それぞれの内容は下記のとおりである。

①マスターファイル（親会社が作成）

- ◆多国籍企業の構造と所在地を示した図
- ◆事業の概要（営業収益の主要ドライバー、グループで売上高上位5位以内の製品等、その地理的なマーケット、グループ間の重要な役務提供の取決め、グループ内企業の価値創造への貢献、その期に行われた主要なM&A）
- ◆多国籍企業の無形資産（全体戦略の概要、移転価格の点で重要な無形資産、関連企業間の重要な契約、研究開発・無形資産のグループ内移転価格の方針、対象期間中の関連企業間の無形資産の重要な持分譲渡）
- ◆多国籍企業のグループ内金融活動（グループの資金調達方法の概要、中核的に金融機能を果たす会社、関連企業間の金融取引の移転価格方針）
- ◆多国籍企業の財務及び税務ポジション（連結財務諸表、ユニラテラルな事前確認その他の各国間の所得配分に係るルーリング）

②ローカルファイル（親・子会社がそれぞれ作成）

- ◆組織図
- ◆経営戦略
- ◆主要な競合他社
- ◆主要な関連者取引とその背景

◆移転価格算定根拠

◆財務諸表

③国別報告書（親会社が作成）

◆親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記の情報

- ・租税法域 ・非関連者からの収入
- ・関連者からの収入 ・税引前利益
- ・法人税額 ・資本金 ・利益剰余金
- ・従業員数 ・有形資産 ・主たる事業活動

例えば、グローバル・トレーディングなどを行っている金融機関等なども、詳細な開示が求められることになる。

上記のうち、①の親会社が作成するマスターファイル、③の国別報告書の提供方法等については、引き続き検討することとされており、2015年1月のOECD租税委員会で最終決着する見込みである。提出方式としては、多国籍企業が進出先の国ごとに、子会社を通じて提出する方法（子会社方式）と、本店所在地国の税務当局に提出し、租税条約の情報交換規定等により他国の税務当局に提出する方法（条約方式）があるが、わが国の経済界は、守秘義務の観点から、条約方式によることを求めている。

6) 多国間協定の開発

BEP Sの行動計画の成果が実施されるとしてもOECDのモデル租税条約の改定では、二国間の租税条約の改定がなければ進捗せず、多大な時間を要することになる。そこで、行動計画15では、多国間協定の開発に向けた税法上または国際公法上の論点を分析することとしていた。

2014年9月の報告書「二国間租税条約の修正

のための多国間協定の開発」では、専門家グループによる議論の結果、多国間協定は望ましい上に実現可能との結論を盛り込んでおり、早期にマンデートを付与することを勧告している。これを受け、OECDは2015年初頭に多国間協定の正式交渉のための国際会議を招集する予定である。

4章 今後の検討課題

1. BEP Sの2015年9月以降対応項目

BEP S行動計画で、2015年を期限とする項目のうち主要なものとしては下記が挙げられる。

1) タックス・ヘイブン対策税制

2013年7月の行動計画3では、OECDが過去に大きな作業を行っていない分野として、タックス・ヘイブン対策税制を挙げている。多くの国で同制度を導入しているものの、必ずしもBEP Sに包括的な方法で対応するものとはなっていない。同税制では、対象子会社の所得が親会社の所得に合算され、納税者が軽課税国・地域に利益を移転する誘因がなくなる。源泉地国でもプラスの波及効果があるとして、タックス・ヘイブン対策税制に関する勧告を、2015年9月までにまとめることとしている。

2) 利子の損金算入制限

2013年7月の行動計画4では、対内投資・対外投資両方において、支払利子の損金算入によって、二重非課税が生じ得ることが指摘されている。

対内投資においては低税率を適用されている関連者からの借入により過度な利子の損金算入を創出する一方で、債権者の利子への課税が軽減され

る場合があること、対外投資では、所得控除または所得繰延を生み出すために負債を活用することで、関連所得の課税が繰り延べられるまたは免除される一方で、支払利子は損金算入されることなどが起こり得ること、移転価格の文脈で金融保証や履行保証、デリバティブ、キャプティブ等の保険契約などの他の金融取引に対する損金算入可能な利子から同様の問題が生じ得る点が指摘されている。そのため、下記が計画されている。

- ・利子の支払いやこれと同等の支払いを活用した税源浸食を防止するためのルール設計におけるベストプラクティスの策定
- ・関連者間の金融取引の移転価格ガイダンスの策定 など

2014年12月には、討議ドラフト「利子控除及び他の金融支払い」が公表されている。同ドラフトでは、「グループ単位のテスト」と「固定比率テスト」の組み合わせで対応することを提案している。

前者は、獲得利益や資産の評価等の経済的活動の測定に基づき、グループの第三者への実際のネットの支払利子に比例して、会社の支払利子の控除を認めるというものである。後者は、企業の獲得利益または資産価値に対して固定的なベンチマークのレシオを適用する方法である。ベンチマークとしては、例えば、現在の固定金利をEBITDAで除した比率などが考えられている。同ドラフトは2015年2月6日までコメントを求めており、同17日にパリにおいてパブリックコンサルテーションを実施する予定である。

3) PE（恒久的施設）認定の人為的回避の防止

2013年7月のBEP Sの行動計画7では、下記の点が指摘されている。

- ・外国企業の商品販売の契約が現地子会社によって交渉・締結されるにもかかわらず、現地の代理店を通じて販売した場合と比べて、同程度には利益に課税されない場合があること
- ・このことによって多くの企業は、代理店として活動していた子会社との契約を「問屋契約」に差し替えることで、販売が行われる国での機能を実質的に変更しないまま、販売国の外に利益を移転することにつながってきたこと（子会社の利益を、商品販売の利益ではなく、販売委託契約に基づく親会社からの手数料に転換し、より少なくするなど）

その上で、問屋契約などの利用を含め、PE認定を回避することを防止するようPEの定義の変更を策定することとしている。

2014年10月には、公開討議ドラフト「PE認定の人為的回避の防止」が公表された。同ドラフトでは、問屋契約および類似の取決め、特定の活動除外によるPE認定の人為的な回避、契約の分割、保険などへの対処が述べられている。問屋契約に関しては、販売子会社が契約の締結に結びつくような方法等で関与している場合などは、従属代理人としてPE認定することなどを提案している。その一方で、PEに帰属する所得については記述されていない。同ドラフトへのコメントの期限は2015年1月9日とされている。

わが国の経済界は、PE概念が拡張される一方で、各国が統一性の取れない形で帰属所得の計算を行えば、二重課税が拡大するとの懸念を示している。

4) 移転価格税制

2013年7月のBEP Sの行動計画8、9、10は、移転価格税制をターゲットとしている。移転価格税制に関しては、前述した無形資産（行動計

画 8) に限らず、移転価格税制を利用または濫用して所得とそれを生み出す経済活動を切り離して、所得への課税を軽減することが可能となっていることが指摘されている。

これに対応するため、行動計画 9 では、関連者のリスクの移転または資本の過剰な配分による B E P S を防止するためのルールを策定を計画している。これは、ある企業が契約上リスクを負っているまたは資本を提供しているという理由だけで、不適切な利益がその企業に帰属することがないように確保するための移転価格税制または特別措置の採用を含んでいる。採用されるルールは、収益を価値創造と合わせることを要求するものとなること、行動計画 4 と調整されることが述べられている。

行動計画 10 では、非関連者間では発生しないまたは稀にしか発生しないであろう取引を関与させることによる B E P S を防止するルールを策定する。これには、①取引を再構築することが可能な状況を明確にする、②グローバルなバリュー・チェーンでの移転価格の算定方法、特に利益分割法を明確にする、③管理報酬や一般管理費といった税源を浸食する共通のタイプの支払いに対する防御を提供する——ことが含まれる。

2014 年 11 月には、③に関して公開討議ドラフト「低価値加算のグループ内サービスに関する移転価格ガイドラインの修正提案」が公表されている。同ドラフトでは、幅広いグループ内共通のサービスを特定して非常に限定された利益のマークアップを決定する、整合性のとれた分配の手掛かりを適用する、コストの決定過程を示す文書の作成を含んだ特定の報告により透明性を向上させるなどのアプローチを提案している。コメントの期限は、2015 年 1 月 14 日である。

2014 年 12 月 16 日には、②に関する公開討議

ドラフト「グローバルなバリュー・チェーンにおける利益分割法の使用」、公開討議資料「クロスボーダーのコモディティ取引の移転価格」を公表している。コメントの期限はいずれも 2015 年 2 月 6 日である。さらに、同 19 日には、公開討議資料「移転価格ガイドラインの第 1 章（独立企業原則）の見直し（リスク、再構築及び特別な手段を含む）」を公表している。こちらも、2015 年 2 月 6 日がコメントの期限である。

5) 紛争解決メカニズム

2013 年 7 月の B E P S の行動計画 14 は、紛争解決メカニズムをより効果的にすることを目的に掲げている。各国が相互協議の下で条約関連の紛争を解決することを妨げる障害を精査し、対処するための解決策を策定すること、租税条約の既存の相互協議規定を強制的で拘束力のある仲裁規定で補うことなどが検討課題として挙げられている。2014 年 12 月 18 日には公開討議資料「より効果的な紛争解決メカニズム」を公表し、2015 年 1 月 16 日までコメントを募集している。

6) その他

行動計画 11 は、B E P S とそれに対処するための行動に関するデータを収集・分析する方法を確立するためのものである。2014 年 7 月から 8 月にかけて関係者にコメント募集を行い、10 月にコメントを公表している。2015 年 1 月に討議ドラフトを公表する予定である。タックス・プランニングの報告義務（行動計画 12、2015 年 9 月）は、納税者に濫用的なタックス・プランニングの開示を求めるものである。米国ではプロモーターと納税者に開示を義務付けている。2015 年 3 月に討議ドラフトを公表する予定である。

2. その他

1) 総合主義から帰属所得主義への転換

平成 26 年度税制改正により、わが国では、非居住者・外国法人への課税原則の転換を図ることが決定された。

わが国の税法では、P E を有する非居住者・外国法人に対しては、全ての国内源泉所得を申告課税とする総合主義を採用してきた⁷⁾。しかし、O E C D のモデル租税条約では、非居住者・外国法人については、P E に帰属する所得のみを課税対象とする帰属主義⁸⁾を採用しており、わが国が締結する租税条約も基本的には帰属主義を採用している。その結果、租税条約のない国の非居住者・外国法人には総合主義、租税条約のある国の非居住者・外国法人には帰属主義という課税原則の二元化が生じていた。平成 26 年度税制改正により、2016 年度からは、わが国の課税原則も、帰属主義に改められ、二元化は解消される。

帰属主義の場合、外国法人の P E の帰属所得は、分離・独立した企業であると擬制して所得の計算を行うことになる。外国法人のわが国の P E と本店との間の内部取引や国外関連者との間の取引についても、移転価格税制の適用を受けることになる。P E には分離・独立した企業と擬制した場合に P E が果たすべき機能や事実関係に基づき、帰属せられるべきリスク・資産・資本を配賦する。外国銀行等の金融資産および関連するリスクについては、金融資産の創出とその後の管理を果た

す起業家的リスク引受機能 (Key Entrepreneurial Risk Taking : K E R T 機能) を果たす拠点に帰属するものとされている。金融機関のグローバルトレーディングについても、K E R T 機能に基づき、判定されることとされており、トレーディングおよびリスク管理機能が K E R T 機能の一つであるとされている。保険会社の投資資産およびリスクについても、K E R T 機能に基づいて判定することとされており、保険リスクの引受けが、K E R T 機能とされている。これを具体化するものとして、P E に帰属する責任準備金等の比率に基づき P E に帰属すべき投資資産および投資収益を算出する規定が設けられている。

P E に配賦する資本の額は、外国法人の純資産に、その外国法人のリスク・ウエイト資産 (発生し得るリスクを考慮した資産) に占める P E に帰属するリスク・ウエイト資産の割合を乗じる方法等で算出する。外国銀行等の場合は自己資本比率規制上の自己資本 (税法上負債に該当するが自己資本比率規制上は自己資本に該当するものを含む) に、リスク・ウエイト資産全体に占める P E のリスク・ウエイト資産の比率を乗じる方法等で算出する。その際に、自己資本の額が過少であれば、支払利子の損金算入が制限される。

一方で、わが国の法人の海外支店も外国税額控除の控除限度額の計算における国外源泉所得について同じ取り扱いを受けることになる。わが国の銀行は、免許等の関係で海外事業を子会社ではなく支店形態で展開しており、2016 年度以降は、

7) より正確に言えば、わが国の場合は、非居住者・外国法人がわが国に支店等の P E を有する場合は全ての国内源泉所得、建設作業や代理人等の P E を有する場合は、一部の国内源泉所得 (利子・配当・使用料等は、P E を通じて行う事業に帰するもののみ対象) が通常の総合課税・法人税課税の対象となり、わが国に P E がない場合は、一定の種類所得を除き源泉徴収で納税が完了することとされている。

8) より正確に言えば、わが国の場合は、非居住者・外国法人がわが国に P E を有する場合は、P E に帰属する全ての国内源泉所得が総合課税・法人税課税の対象となる。P E に帰属しない国内源泉所得や P E がない場合の国内源泉所得は、一部のもの (総合課税・法人税課税の対象) を除き、源泉徴収で納税が完了する。なお、P E を有する法人の P E に帰属する所得とそれ以外の国内源泉所得とは、通算しないこととされている。

影響を受けることになる。

2) コーポレート・インバージョン

コーポレート・インバージョン (Corporate Inversion) とは、株主構成を変えずに本社を外国に移転し、既存株主を外国本社の株主とし、既存の親会社を当該外国本社の子会社とする組織再編のことを言う。

例えば、X国に本社を置くA社の本社を、株主構成を変えずに軽課税国であるY国に移転することを考える (図表 4-1 参照)。

まず、軽課税国にあるB社がX国にA'社を設立する(1)。その上で、A'社はA社を吸収合併し、A社の株主にはA'社の親会社であるB社株式を交付する(2)。

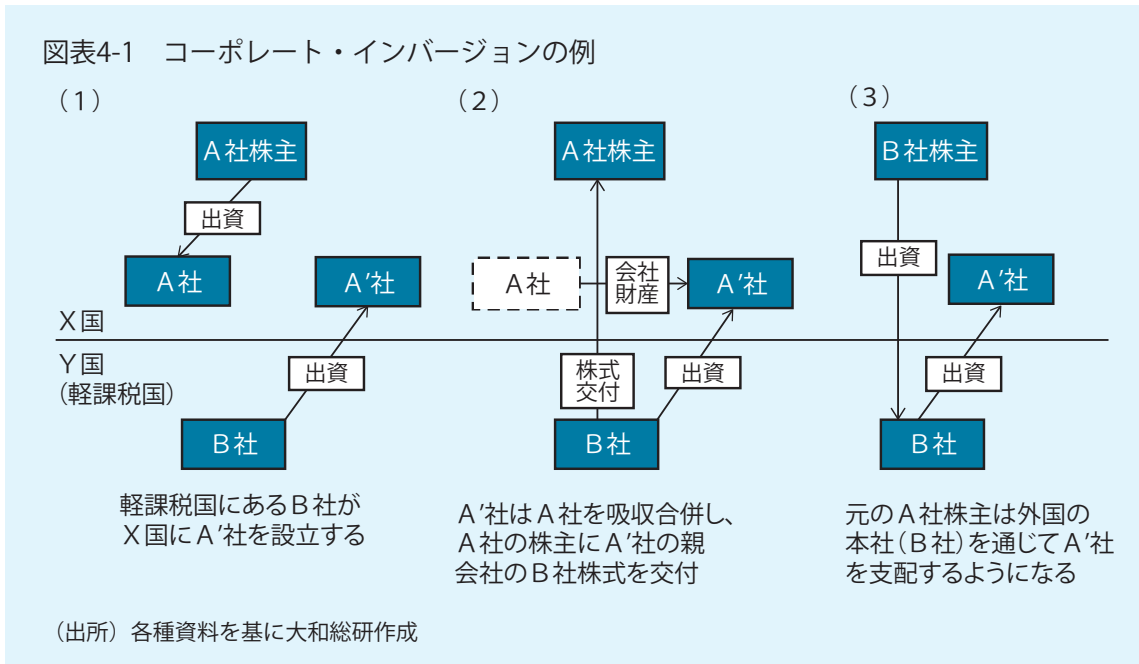
すると、(3)のように、元のA社株主は、外国の本社(B社)を通じてA'社を支配するようになる。

このような組織再編を行う前のB社が発行済株式数がほとんどない (ペーパーカンパニー) ならば、組織再編後のB社の株主構成は、組織再編前

のA社の株主構成にほぼ等しくなる。

コーポレート・インバージョンを行うことの本質は主に3つが考えられる。第1に、第三国で得た所得について元の会社 (図表 4-1 でいうA社) ではなく新たな親会社 (図表 4-1 でいうB社) に帰属する所得とすることで税負担の軽減を図ることが考えられる。第2に、タックス・ヘイブン対策税制の対象となっていた外国子会社を、新設の外国親会社の傘下に移転することで、タックス・ヘイブン対策税制の適用を免れることが考えられる。第3に、組織再編後に元の国に残る会社 (図表 4-1 でいうA'社) から組織再編後の親会社 (図表 4-1 でいうB社) に利子、ロイヤリティ等の形で損金算入される所得を支払うことにより高課税国での所得を圧縮し、グループ全体の税負担を軽減することが考えられる。

米国では、2004年の税制改正により対応策を講じた。米国法人が、米国外で設立された新設親法人の子会社となる、またはその資産のほとんど全てを当該外国法人に直接・間接に移転した場合



は、米国の内国法人の株主が、当該新設外国親法人株式の議決権または価値の80%以上を保有することになり、当該新設外国親法人がその設立地で事業をほとんど行っていないと判断されれば、当該新設外国親法人を米国法人として取り扱うこととしている。その後、当該税制の適用を潜脱するスキームを採用する企業が増えてきたことから、最近では、2014年1月に、IRSが当該コーポレート・インバージョン対策税制を強化する規則を公表している。

わが国でも、三角合併制度が導入された際に、平成19年度税制改正で対応が図られた。

一つは、企業グループ内の内国法人間で行われる一定の三角合併（合併法人と被合併法人との間に50%超の資本関係がある場合）のうち、タックス・ヘイブン等に所在する外国親会社株式を対価とする場合は、適格合併としての課税繰り延べ等の措置の適用を受けられないこととなった。

さらに、コーポレート・インバージョン対策合算税制が導入された。内国法人の株主が、三角合併等の組織再編成により、タックス・ヘイブン等に所在する外国親法人を通じて当該内国法人の発行済株式等の80%以上を間接保有することとなった場合には、その外国親法人が各事業年度において留保した所得をその持株割合に応じて、その外国親会社の株主である居住者や内国法人の所得と合算して課税することとしている。

もっとも、コーポレート・インバージョンをはじめとする企業組織再編を活用した租税回避行為には多様な形態が考えられる。そのため、わが国の法人税法には、企業組織再編に係る包括的な租税回避防止規定が設けられている。

企業組織再編は取引として複雑であり、租税回避としてコーポレート・インバージョン対策税制

の適用対象となり得るか、租税回避行為に該当するか、実務上必ずしも明確でない点がある旨が問題点として指摘されている。複雑な行為であるがゆえに租税回避が仕組まれるリスクは常にあり、これを防止する仕組みが必要である。とはいえ、実務の不明瞭さが、合理的な企業組織再編を妨げることは回避しなければならない。

【参考文献】

- ・ニコラス=シャクソン著、藤井清美訳『タックス・ヘイブンの闇—世界の富は盗まれている!』朝日新聞出版、2012年2月
- ・秋元秀仁「BEPS行動計画を踏まえた国際税務事例の考察と実務への影響」、『月刊国際税務』2014年11月号、pp.16-51
- ・生田ひろみ、前田幸作、浅井弘章、今永浩一郎、中村淳一著『FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）ここがききたかったQ&A 55』金融財事情研究会、2011年10月
- ・居波邦泰『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応—国際的・二重非課税に係る国際課税原則の再考』中央経済社、2014年7月
- ・大石篤史「コーポレート・インバージョン税制の実務と課題」、金子宏、中里実、J. マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』pp.468-490、有斐閣、2014年7月
- ・大蔵財務協会編『改正税法のすべて平成24年版』、2012年7月
- ・大蔵財務協会編『改正税法のすべて平成26年版』、2014年7月
- ・望月文夫『図解国際税務平成26年版』大蔵財務協会、2014年7月
- ・太田洋「インバージョン対応税制の在り方とその未来」、金子宏編『租税法の発展』、pp.717-747、有斐閣、2010年11月
- ・国際税務研究会「BEPS報告書（第一弾）の概要」、『月刊国際税務』2014年10月号別冊、pp.38-47
- ・品川克己「多国籍企業の国際的租税回避問題①」、『T&A master』2013年9月2日号、pp.28-32
- ・幕内浩「産業界から見たBEPS報告書第一弾」(1)～(3)、『T&A master』2014年10月27日号 pp.13-20、同11月3日号 pp.15-20、同11月10日号 pp.15-21
- ・松田直樹『租税回避行為の解明—グローバルな視点からの分析と提言』ぎょうせい、2009年3月
- ・山川博樹「大規模法人の国際課税の課題」、『月刊国際

税務』2014年1月号別冊、pp.1-167

- ・山崎昇「コーポレート・インバージョン(外国親会社の設立)と国際税務—クロスボーダーの三角合併解禁に伴う国際的租税回避の懸念—」、税務大学校『税大論叢』54号、pp.1-95、2007年
- ・日本経済新聞記事(2013年7月1日付朝刊1面、2014年11月24日付朝刊17面)

【ウェブサイト】

- ・津田英章「多国籍企業と課税：租税回避手法の分析」、法と経済学会2014年度全国大会資料、2014年7月13日
http://www.jlea.jp/2014zy_zr/ZR14-09.pdf
- ・森信茂樹「英キャメロン首相を激怒させたスタバ 国家 vs. 多国籍企業の租税戦争が始まる」、ダイヤモンドオンライン内連載「森信茂樹の目覚めよ!納税者」第47回、2013年4月11日
<http://diamond.jp/articles/-/34503>
- ・EY税理士法人 調査報告書「BEPSへの対応と我が国企業への影響に関する調査」2014年3月
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004206.pdf
- ・政府税制調査会およびその下部組織の資料、2013年～2014年
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/>
- ・米国上院行政監察小委員会“Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2 (Apple Inc.)”、2013年
<http://www.hsgac.senate.gov/download/?id=CDE3652B-DA4E-4EE1-B841-AEAD48177DC4>
- ・英国下院決算委員会“HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12”、2012年
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmpublic/716/716.pdf>
- ・欧州委員会“State aid: Commission investigates transfer pricing arrangements on corporate taxation of Amazon in Luxembourg”、2014年
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-1105_en.htm
- ・Credit Suisse“Credit Suisse announces a comprehensive and final settlement regarding all outstanding U.S. cross-border matters, including agreements with the U.S. Department of Justice, the New York State Department of Financial Services, the Board of Governors of the U.S. Federal Reserve System and, as previously announced, the U.S. Securities and Exchange Commission”、2014年
[https://www.credit-suisse.com/us/en/about-us/media/latest-news/media-release.](https://www.credit-suisse.com/us/en/about-us/media/latest-news/media-release.html?ns=42324&p=x.html&ns=42324)

<http://www.starbucks.co.uk/our-commitment>

- ・Starbucks“Starbucks commitment to the UK”、2012年
<http://www.starbucks.co.uk/our-commitment>
- ・米国財務省ウェブサイトFATCAアーカイブ(2014年11月～2015年1月閲覧)
<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/pages/fatca-archive.aspx>
- ・OECD“SIGNATORIES OF THE MULTILATERAL COMPETENT AUTHORITY AGREEMENT AND INTENDED FIRST INFORMATION EXCHANGE DATE”(2014年11月19日現在)
<http://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/MCAA-Signatories.pdf>
- ・OECD“Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”、2013年
<http://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>
(日本租税研究協会訳『税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画』、2013年12月)
- ・OECD“Statement of Outcomes on the OECD International VAT/GST Guidelines”、2014年
<http://www.oecd.org/ctp/consumption/statement-of-outcomes-on-vat-gst-guidelines.pdf>
- ・OECD・BEPS関連ウェブサイト(2014年11月～2015年1月閲覧)
<http://www.oecd.org/ctp/beps.htm>
- ・スイス公共放送協会(SRG SSR)国際部配信記事(2014年11月～2015年1月閲覧)
<http://www.swissinfo.ch/jpn>

[著者]

吉井 一洋 (よしい かずひろ)



金融調査部
制度調査担当部長
担当は、会計制度、税制、会社法、
金融商品取引法、金融制度等

是枝 俊悟 (これえだ しゅんご)



金融調査部
研究員・社会保険労務士
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法、社会保険制度